



島根県報

平成22年3月12日（金）

号外第39号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成21年度行政監査の結果の公表	2
平成21年度財政的援助団体等監査の結果の公表	32

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成21年度行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年 3月12日

島根県監査委員	井 田 徳 義
同	和 田 章一郎
同	山 崎 悠 雄
同	山 川 博 司

第 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、県の事務執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものであり、平成 21 年度においては、次のとおり実施した。

第 2 監査の概要

1 監査対象事務

職員宿舎の管理運営について

2 監査対象事務の選定理由

県は、多数の職員宿舎を保有しているが、現在の厳しい財政状況の中、これらの職員宿舎を適切に維持管理するとともに、有効に活用することが極めて重要となっている。

平成 16 年度にも同様のテーマで行政監査を行ったところであるが、その後地方機関の統廃合が進み、地区毎の職員宿舎のあり方についての検討も必要となってきた。

そこで、これらの職員宿舎について、前回の監査のフォローアップも含め、適切な管理と有効活用に資するため、監査を実施することとした。

3 監査の着眼点

- ア 職員宿舎は、有効かつ効率的に利用されているか。
- イ 職員宿舎の管理運営は、管理規則等に基づいて適切に行われているか。
- ウ 職員宿舎の建物や敷地の維持管理等は、適切に行われているか。

4 監査実施機関

各部局において職員宿舎の管理運営を統括する機関

別紙一覧表（23 ページ）のとおり

5 監査実施期間

平成 21 年 12 月 14 日～平成 22 年 1 月 21 日

6 監査実施方法

(1) 監査

監査は、総務部管財課、教育委員会福利課及び警察本部会計課については、実地監査を実施し、企業局総務課及び病院局の中央病院とこころの医療センターについては、職員監査結果及び監査実施機関から提出された監査資料等による書面監査とした。

(2) 現地調査

監査を補完するため、職員宿舎の一部について現地調査を実施した。

また、23 ページに掲げた職員宿舎の管理運営を所管する機関及びその機関が管理する職員宿舎について、職員に現地調査を実施させた。

第 3 監査結果

1 職員宿舎の設置及び入居の状況

(1) 設置の状況

① 設置の趣旨

県は、県がその事務または事業の円滑な運営を図ることを目的として、職員の居住の用に供するために職員宿舎を設置している。

② 設置の状況

平成 21 年 11 月現在の職員宿舎の設置戸数は表 1 のとおり合計で 3,212 戸であり、そのうち知事部局が 1,538 戸で全戸数の 48.0% を占め、次いで警察本部が 816 戸 (25.4%)、教育委員会が 721 戸 (22.4%) であった。

用途別の設置戸数では世帯用が最も多く 61.8% を占め、次いで単身用の 28.2%、単身寮 10.0% の順であった。

(2) 入居の状況

① 入居の現況

職員宿舎の入居率は県全体で 80.4% であり、部局別の入居率では、警察本部が 87.7% と最も高く、次いで知事部局 82.3%、教育委員会 73.1%、企業局 65.0%、病院局 49.5% の順であった。

用途別の入居率は、世帯用が 81.6%、単身用が 84.4%、単身寮が 61.6% であった。

空家(空室)は、県全体で 629 戸であったが、部局別では知事部局が 272 戸で最も多く、用途別では世帯用が 365 戸で最も多かった。この中には、老朽化のため既に入居を停止し用途廃止を予定しているもの (60 戸)、リフォーム工事中のもの (32 戸) が含まれる。

職員宿舎の建設年度と入居率の関連では、表 2 のとおり新しい宿舎ほど入居率が高かった。

表 1 職員宿舎の設置・入居状況

(平成 21 年 1 1 月現在)

区 分	用途別	設置戸数	入居戸数	空家戸数	入居率(%)	構成率(%)
知事部局	世帯用	822	690	132	83.9	/
	単身用	473	415	58	87.7	
	単身寮	243	161	82	66.3	
	計	1,538	1,266	272	82.3	48.0
教育委員会	世帯用	394	271	123	68.8	/
	単身用	327	256	71	78.3	
	単身寮	0	0	0	—	
	計	721	527	194	73.1	22.4
警察本部	世帯用	712	620	92	87.1	/
	単身用	69	68	1	98.6	
	単身寮	35	28	7	80.0	
	計	816	716	100	87.7	25.4
企業局	世帯用	16	13	3	81.3	/
	単身用	24	13	11	54.2	
	単身寮	0	0	0	—	
	計	40	26	14	65.0	1.2
病院局	世帯用	43	28	15	65.1	/
	単身用	12	12	0	100.0	
	単身寮	42	8	34	19.0	
	計	97	48	49	49.5	3.0
合 計						
用途別 内訳計	世帯用	1,987	1,622	365	81.6	61.8
	単身用	905	764	141	84.4	28.2
	単身寮	320	197	123	61.6	10.0
	計	3,212	2,583	629	80.4	(100.0)

(注) 戸数は、世帯用住宅の戸数、単身寮の居室単位に1戸とカウントする。

表 2 建設年度と用途別職員宿舎の入居率の状況（平成 21 年 1 月現在）

区 分		用 途 別			
建設年度	設置戸数	世帯用	単身用	単身寮	計
	入居戸数				
	入居率(%)				
昭和 49 年度 以前	設置戸数	564	44	179	787
	入居戸数	382	43	105	530
	入居率(%)	67.8	97.8	58.7	67.3
昭和 50 年度 ～ 59 年度	設置戸数	515	119	141	775
	入居戸数	426	91	92	609
	入居率(%)	82.7	76.5	65.2	78.6
昭和 60 年度 ～ 平成 6 年度	設置戸数	604	349	—	953
	入居戸数	541	286	—	827
	入居率(%)	89.6	81.9	—	86.8
平成 7 年度 ～ 平成 15 年度	設置戸数	304	393	—	697
	入居戸数	273	344	—	617
	入居率(%)	89.8	87.5	—	88.5

(注) 平成16年度以降は、建設されてない。

② 入居率及び入居戸数の推移

入居率及び入居戸数の推移は表 3 のとおりであり、全体としては、職員数の減少（表 4）もあり職員宿舎への入居は低下してきており、今後も職員削減計画等により職員宿舎の需要は全体としては低下していくことが見込まれる。

また、職員のうち職員宿舎に入居している割合も、表 5 にみられるように低下傾向にある。

このような中で、警察本部においては表 6 のとおり年齢構成が若返っていくため、職員宿舎に対する需要の増加が見込まれる。

表 3 入居率及び入居戸数の推移

区 分		年 度					17年度対比
		17	18	19	20	21	
知事部局	設置戸数	1,670	1,642	1,602	1,602	1,538	0.921
	入居戸数	1,480	1,369	1,321	1,277	1,266	0.867
	入居率(%)	87.4	83.4	82.5	79.7	82.3	—
教育委員会	設置戸数	792	766	750	749	721	0.910
	入居戸数	633	627	600	562	527	0.833
	入居率(%)	79.9	81.9	80.0	75.0	73.1	—
警察本部	設置戸数	940	899	875	857	816	0.868
	入居戸数	800	793	769	770	716	0.895
	入居率(%)	85.1	88.2	87.9	89.8	87.7	—
企業局	設置戸数	40	40	40	40	40	1.000
	入居戸数	36	36	36	35	26	0.722
	入居率(%)	90.0	90.0	90.0	87.5	65.0	—
病院局	設置戸数	133	133	124	123	97	0.729
	入居戸数	72	58	40	48	48	0.677
	入居率(%)	54.1	43.6	32.3	39.0	49.5	—

表 4 職員数の推移 (人事課資料：「島根県の職員給与等の状況」)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	17年度対比
一般行政部門	3,917	3,795	3,717	3,617	3,503	0.894
教育部門 (注)	2,656	2,791	2,716	2,771	2,845	1.071
警察部門	1,755	1,751	1,778	1,764	1,781	1.015
企業部門	121	121	117	114	109	0.901
病院部門	841	860	845	848	930	1.106
計	9,290	9,318	9,173	9,114	9,168	0.987

(注) 小・中学校教員を除く

表 5 職員宿舎の入居率 (管財課資料：「住宅事情実態調査結果」)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
職員数 (注)	4,274	4,176	3,946	3,992	3,805
入居者数	1,462	1,370	1,252	1,216	1,200
入居率 (%)	34.2	32.8	31.7	30.5	31.5

(注) 「職員数」には、知事部局の職員のほか、教育部門、企業部門、病院部門の行政職員を含む

表 6 警察職員の年齢構成の将来予測 (警察本部会計課資料)
(%)

年代 \ 年度	21	31
～29歳	29.2	27.8
30歳代	19.3	31.0
40歳代	21.9	19.3
50歳代	29.6	21.9

③ 地区別の入居率の推移

各地区における入居率の推移は表 7 のとおりであり、地方機関の統廃合により入居戸数は減少し、職員宿舎もそれに合わせて用途廃止が進んでいる。

表 7 各地区別の入居率の推移 (企業局、病院局及び県外地区を除く)

地区	区分 \ 年度	17	18	19	20	21	17年度対比
松江	設置戸数	968	953	935	931	919	0.949
	入居戸数	866	852	824	799	791	0.913
	入居率(%)	89.5	89.4	88.1	85.8	86.1	-
安来	設置戸数	66	66	65	64	64	0.970
	入居戸数	46	55	55	53	44	0.957
	入居率(%)	69.7	83.3	84.6	82.8	68.8	-
雲南	設置戸数	216	202	200	190	189	0.875
	入居戸数	178	173	154	146	157	0.882
	入居率(%)	82.4	85.6	77.0	76.8	83.1	-
出雲	設置戸数	324	309	309	309	295	0.910
	入居戸数	279	266	262	240	236	0.846
	入居率(%)	86.1	86.1	84.8	77.7	80.0	-
川本	設置戸数	273	252	218	218	188	0.689
	入居戸数	194	155	145	142	144	0.742
	入居率(%)	71.1	61.5	66.5	65.1	76.6	-
大田	設置戸数	145	142	142	142	138	0.952
	入居戸数	134	125	113	111	103	0.769
	入居率(%)	92.4	88.0	79.6	78.2	74.6	-
江津	設置戸数	85	84	83	83	79	0.929
	入居戸数	79	80	68	69	69	0.873
	入居率(%)	92.9	95.2	81.9	83.1	87.3	-
浜田	設置戸数	492	483	469	469	456	0.927
	入居戸数	424	435	431	416	409	0.965
	入居率(%)	86.2	90.1	91.9	88.7	89.7	-
益田	設置戸数	334	332	329	327	297	0.889
	入居戸数	292	263	255	249	239	0.818
	入居率(%)	87.4	79.2	77.5	76.1	80.5	-
津和野	設置戸数	108	99	92	92	71	0.657
	入居戸数	68	64	63	64	61	0.897
	入居率(%)	63.0	64.6	68.5	69.6	85.9	-
島後	設置戸数	281	281	281	279	279	0.993
	入居戸数	245	233	231	234	205	0.837
	入居率(%)	87.2	82.9	82.2	83.9	73.5	-
島前	設置戸数	78	78	78	78	74	0.949
	入居戸数	71	65	65	62	58	0.817
	入居率(%)	91.0	83.3	83.3	79.5	78.4	-

④ 職員宿舎への入居決定の状況

基本的には、例年 4 月の人事異動に伴い 3 月末に各宿舎管理者が、入居希望を調査し、入居宿舎を決定している。

ほとんどの地区で、部局間の相互利用が進み、また、世帯用宿舎に単身者を入居させたり、近隣の地区の宿舎へ入居させる運用が行われており、宿舎への入居希望が叶わず民間アパート等に入居している例は、わずかしかなかった。

⑤ 部局間の相互利用の状況

前回の監査時においては、他部局職員の入居を認めている事例はごく少数であり、このため相互利用の促進を求めたところであるが、今回は表 8 のとおり相互利用が進んでいる状況が見られた。

比較的空き戸数の多い知事部局の職員宿舎に教育職員や警察職員が入居している事例が多かった。

しかしながら、他部局の宿舎への入居を打診されたとき、「入居後に設置部局の職員から入居希望があった場合には退去すること」を条件とされたため、入居が実現せず空室のままとなっている事例が見受けられた。

職員宿舎を有効に利用するためには、部局を越えて地区全体で入居調整を行う必要性が認められた。

表 8 部局間の相互利用の状況

(平成 21 年 11 月現在)

部 局	入居している職員（世帯数）						計
	知事部局	教育委	警察本部	企業局	病院局	その他	
知事部局		57	59	2	14	15	147
教育委員会	5		2	0	0	10	17
警察本部	0	0		0	0	0	0
企業局	2	1	0		0	0	3
病院局	0	0	0	0		0	0
計	7	58	61	2	14	25	167

⑥ 職員以外の入居者の状況

空家の有効利用を図るため県職員以外の者についても特例的に入居を認めるようになってきており、小中学校の教職員や高等技術校の生徒などが入居して

いる事例がある。さらに平成 17 年から定住希望者等に対し職員宿舎を貸与できることとし、I ターン研修者を受け入れている宿舎もあった。

⑦ 民間住宅の借り上げの状況

県内においては、研修医師、国際交流員等の事例を除けば、民間住宅を県が借り上げている事例はなかった。

県外事務所において、民間住宅を借り上げて職員宿舎として位置づけ、職員に貸し付けていた（東京：10 戸、大阪：2 戸、広島：5 戸）。貸付料は県内の職員宿舎と同じ基準で算定され徴収されていた。

(3) 新設及び廃止の状況

① 職員宿舎戸数の推移

建物の老朽化及び地方機関の統廃合により宿舎の用途廃止が進められ、表 9 のとおり宿舎戸数が減少している。

リフォームを除くと、平成 15 年度を最後に宿舎は建設されていなかった。

表 9 職員宿舎戸数の推移（各年度末の戸数）

区分		年度	16	17	18	19	20
知事部局	新設戸数		0	0	0	0	0
	廃止戸数		2	4	4	16	102
	年度末戸数		1,670	1,666	1,662	1,646	1,544
教育委員会	新設戸数		0	0	0	0	0
	廃止戸数		2	15	9	13	14
	年度末戸数		792	777	768	755	741
警察本部	新設戸数		0	0	0	0	0
	廃止戸数		36	25	41	18	32
	年度末戸数		940	915	874	856	824
企業局	新設戸数		0	0	0	0	0
	廃止戸数		0	0	0	0	0
	年度末戸数		40	40	40	40	40
病院局	新設戸数		0	0	0	0	0
	廃止戸数		0	0	9	1	24
	年度末戸数		133	133	124	123	99
計	新設戸数		0	0	0	0	0
	廃止戸数		40	44	63	48	172
	年度末戸数		3,575	3,531	3,468	3,420	3,248

② 職員宿舎の用途廃止後の処分及び活用状況

用途を廃止した宿舎については、建物や敷地を他用途に転用しているもの、建物を撤去して売却や貸付を進めようとしているもの、建物を撤去しないまま処分や活用を検討中のものなどがあつた。

建物を他用途に活用している事例としては、単身寮を高校の寄宿舎に転用している事例や定住対策のためにUIターン者用の住宅として町に貸し付けている事例などがあつた。

平成 16 年度から平成 20 年度にかけて用途を廃止し、建物を撤去しないままの宿舎は表 10 のとおり 25 棟であつた。このうち、10 棟については、中山間地などの立地条件の悪いところにあり、平成 21 年 11 月時点で今後の活用方針が未定となつていた。これは解体撤去費用が土地の売却収入を上回ることが見込まれるためなどであり、敷地の草刈りや見回りなど管理に苦慮している状況が多く見られた。

また、平成 21 年度と平成 22 年度には 29 棟の廃止が予定されているなど、今後も用途廃止される宿舎は増加する見込みである。

表 10 平成 16 年度～20 年度に用途廃止し建物が残存している棟数

(20 年度末現在)

地 区	知事部局	教育委員会	警察本部	企業局	病院局	合計
松 江	1		1			2
安 来				1		1
雲 南	2					2
出 雲		2	2		1	5
川 本	2	4	1			7
大 田	1					1
浜 田		2				2
益 田	3					3
津和野	1					1
島 後			1			1
合計	10	8	5	1	1	25

2 職員宿舎の管理運営の状況

① 職員宿舎の管理規則等

各部局では、職員宿舎管理規則等により宿舎管理者を定めて宿舎の管理運営（入居者の募集、入居事務、維持管理、貸付料の徴収等）を行っていた。

また、県内各地に多数の宿舎を所管する知事部局、教育委員会、警察本部では、本庁の主管課と地方機関がそれぞれ宿舎管理者として役割を分担し、連携して宿舎の管理業務を行っていた。

注) 職員宿舎管理規則等

知事部局：職員宿舎管理規則

企業局：企業局職員宿舎管理規程

教育委員会：教職員住宅管理規程

病院局：病院局職員宿舎管理規程

警察本部：警察の職員宿舎の管理に関する訓令

② 入居者の選考等

宿舎管理者は、当該部局に所属する職員で入居を希望した者の中から、職務の内容や住宅の困窮度等を考慮し、入居者を選考していた。

なお、空家(空室)があった場合に他部局職員の入居を認めている事例が増加してきている。

③ 退去時検査

前回の監査において、入居者が職員宿舎を退去する際には、退去検査が適切、効率的に行われるよう措置を講ずることを求めていたが、各部局とも「退去検査実施要領」を新たに定め、担当職員が「退去検査確認表」により検査を実施しており、退去に当たって原状回復の必要性や清掃状況等の確認が適切に行われていた。

④ 貸付料の算定

職員宿舎の貸付料は、国家公務員宿舎法の規定に準拠して、各々の職員宿舎管理規則等に基づき構造、面積、経過年数により県内同一の基準で算定されていた。

平成 21 年度の松江地区における用途別職員宿舎の貸付料事例は、表 11 の

とおりであった。

表 1 1 松江地区における用途別職員宿舎の貸付料事例 (月額・円)

用 途	建設年度	構 造	間取り	貸付料
世 帯 用	H 9	R C 3 階建	3 D K	20,060
単 身 用	H 1 5	R C 4 階建	1 D K	9,110
単 身 寮	S 4 7	R C 4 階建	6 畳	4,290

⑤ 貸付料の免除

知事部局と警察本部において職員宿舎の貸付料の免除が定められている。

知事部局においては、危機管理の業務に従事する職員（管理職）で緊急時に 30 分以内に登庁できない者を義務入居者として、県庁の最寄りの職員宿舎への入居を義務づけ、貸付料の全額を免除している。現在、2 名についてこの措置が適用されているが、いずれも規定どおりに行われていた。

警察本部においては、居住範囲の限定を受けて入居する一般の警察職員宿舎については 2 割免除が段階的に廃止されたが、署長宿舎については 5 割免除とされていることについて、前回の監査で、「減免措置を見直されたい」との意見を述べたところである。これに対し警察本部は「署長宿舎に署長が居住することは一定の公務性を有しており、減免措置を見直すことは適当でない」として、当該措置は継続されている。

今回、監査を行った結果、署長については居住範囲が特に限定されており、また、署長宿舎においてはその面積の半分程度が公務執行に使用される場合があること等から、現時点においては当該措置の必要性が認められた。

⑥ 単身寮の運営

単身寮は知事部局 1 2 寮（内 1 寮は入居停止）、警察本部 2 寮、病院局 1 寮である。いずれも当初は独身寮として設置されたものであるが、近年は単身者が増加したこともあり、単身寮とされている。

平成 22 年度に、知事部局の 2 寮が警察本部に移管される予定となっている。

また、知事部局においては、管理人を配置し、宿舎の管理、食事の提供を行っ

ていたが、平成 22 年度から管理人を廃止し、入居者から負担金を徴収のうえ、炊事人を配置する予定としている。

⑦ 自動車保管場所

職員宿舎においては、職員がその敷地に自動車を駐車していても従来は駐車料を徴収していなかったが、各部局とも平成 17 年度から規程を定め、自動車保管場所の貸与を承認した職員について駐車料を徴収することとしている。

しかしながら、知事部局及び企業局においては、敷地に余裕がないところもあるとして、宿舎の貸与を受けた職員は一律に 1 台しか駐車できない規定となっており、複数台を駐車している場合でも 1 台分の料金しか徴収していなかった。

⑧ 長期入居

10 年以上の長期間継続して同一の職員宿舎に入居している状況は表 12 のとおりである。

職員宿舎は、主に人事異動による転勤が円滑に進むために設置されたものであり、長期間にわたって特別の事情がないまま同一の職員宿舎に居住を続けることを漫然と認めることは適当とはいえない。

表 12 長期入居の状況（10 年以上の入居者）（世帯数）

知事部局	教育委員会	警察本部	企業局	病院局
24	9	3	0	1

3 職員宿舎の維持管理の状況

① 建物の修繕

小規模な修繕箇所は、入居者からの申し出に基づき、各宿舎管理者が直接又は業者に委託して修繕しており、壁面塗装や屋上の防水等の大規模な工事については、営繕部門の調査に基づき計画的に実施している。

② 宿舎台帳等の整備

職員宿舎の維持管理については、各部局とも職員宿舎管理規則等において「宿舎台帳」の作成、保存を定め、また、知事部局と教育委員会においては、修繕の状況を記録しておくため「宿舎修繕台帳」を作成することとしている。

「宿舎台帳」については、知事部局では管財課が作成し、宿舎管理者へ副本が送付され、保存されていた。教育委員会及び警察本部においては宿舎管理者が作成することとしているが、作成されていないところが見受けられた。

「宿舎修繕台帳」については、その必要性の認識も薄く、記載方法が明確でないこともあり、作成されていないところがほとんどであった。

職員宿舎を効率的に維持管理していくためには、「宿舎台帳」の作成、保存のみならず、「宿舎修繕台帳」により修繕等の履歴を明確に記録、保存しておく必要がある。

③ 職員宿舎の維持管理費

平成 18 年度から 20 年度までの職員宿舎の改修及び修繕に係る経費支出の状況は表 13 のとおりであった。

大規模改修工事はほとんどが屋上防水や壁面塗装工事であったが、警察本部及び病院局においては老朽化した建物を活用するためのリフォーム工事が実施されていた。

表 1 3 職員宿舎の大規模改修工事及び維持修繕に係る経費 (単位：千円)

区分 部局	年度	大規模改修工事費			修 繕 費		
		18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度
知事部局		14,768	5,067	20,837	29,694	30,479	29,938
教育委員会		23,759	25,342	40,087	27,763	27,787	26,896
警察本部		207,506	148,664	208,660	25,021	25,417	26,922
企業局		0	0	887	1,845	1,171	1,619
病院局		0	157,794	152,098	3,877	4,388	2,869

(注) 知事部局及び病院局の大規模改修工事費は実績、他は予算ベース

なお、平成 20 年度の部局別職員宿舎の貸付料収入の状況は、表 1 4 のとおりであり、老朽化した宿舎をリフォームするために大規模改修工事を行った警察本部と病院局以外は維持管理費を上回っていた。

表 1 4 平成 20 年度部局別職員宿舎貸付料収入 (千円)

部 局	貸付料収入
知 事 部 局	197,684
教 育 委 員 会	97,867
警 察 本 部	174,798
企 業 局	5,900
病 院 局	11,972

④ 修繕費等の入居者負担

1) 入居者の経費負担の根拠

入居者負担とする修繕等の経費の範囲については、各部局とも職員宿舎管理規則等に基本的な事項を定め、内規に具体的な金額、徴収方法を定めていた。

2) 入居者負担の状況

前回の監査において、畳の表替えについて県の負担とする運用がなされている部局があり、入居者負担とすることを求めたところであるが、知事部局においては新たに「職員宿舎入居者負担金等取扱要領」を定めて負担金を徴収していた。

しかしながら、病院局こころの医療センターにおいては、畳の表替え及び襖の張替えに係る経費の徴収方法が定められておらず、この負担金が徴収されていなかった。

⑤ 耐震診断

建築物の耐震改修の促進に関する法律では、特定多数の者が利用する施設として 3 階以上かつ床面積の合計が 1,000㎡以上の共同住宅について、耐震診断を実施し、その結果に基づいて耐震改修の実施に努めることとされている。

表 15 のとおり、職員宿舎については 19 棟がこの基準に該当しているが、このうち 1 棟が実施済み、1 棟が実施予定であり、他の宿舎については、県の建築住宅課が県営住宅でサンプル調査を実施した結果を基に、「県営住宅と同等の建築物であり、耐震性が確保されている」と判断し、耐震診断を実施する考えはないとしている。

表 15 耐震診断実施状況

区分 部局	耐震診断が 必要な棟数	左の 戸数	実施 棟数	未実施 棟数	実施予 定棟数	未実施の理由
知事部局	4	78	0	4		壁式鉄筋コンクリート造であり、耐震性が 確保されていると判断されるため
教育委員会	13	292	0	13		
警察本部	1	20	0	1	1	24年度実施予定
企業局	0	0	0	0		
病院局	1	42	1	0		
計	19	432	1	18	1	

第 4 監査意見

1 改善を要する事項

今回の監査の結果、改善を要すると認められた事項は次のとおりであったので、適切な事務執行に努められたい。

(1) 駐車料の徴収について（総務部管財課 企業局総務課）

職員宿舎の貸与を受けた職員が職員宿舎の敷地内に複数台を駐車している場合には、公平性を確保するため、複数台についての駐車申請、承認ができるよう規定を改め、駐車料金を徴収するようにすること。

(2) 入居者負担金の徴収について（病院局こころの医療センター）

こころの医療センターにおいては、規程を整備の上、畳の表替え及び襖の張り替えの入居者負担金を徴収するようにすること。

(3) 宿舎台帳及び宿舎修繕台帳の整備について（全監査実施機関）

宿舎台帳は職員宿舎の管理のために基本となるものであり、また、宿舎修繕台帳は職員宿舎の維持修繕を適切に行う上で必要なものであるため、規程を整備の上、各宿舎管理者に対して作成するよう指導すること。

2 組織及び運営の合理化に資する意見

他の府県においては職員宿舎を全廃したところもあるが、本県においては東西に細長く、離島もある地理的条件を考慮すれば、人事異動による転勤を円滑に実施できるよう、一定の職員宿舎を確保しておく必要性は認められる。

しかしながら、知事部局を中心に職員数が減少し、また、高速道路や地域幹線道路の整備に伴い通勤範囲が拡大し、このため、入居の希望が減少しており、職員宿舎の必要性が全体的には低下してきている。

一方、警察本部においては、警察官には管内居住の原則もあり、職員構成の若返りにより、需要の増加が見込まれている。

こうしたなかで、既存の宿舎の老朽化が進行するなど、職員宿舎の管理運営にあたって様々な課題が生じているところである。

については、職員宿舎の管理運営に関し、以下の取組が必要であると考える。

(全監査実施機関)

(1) 職員宿舎の今後の整備のあり方について

職員宿舎については、設置戸数が減少しているにも関わらず入居率がほとんどで低下している現状や、今後職員数がさらに減少していくことを考え合わせれば、警察本部の宿舎や医師確保のために必要な病院局の宿舎、中山間地や離島などの宿舎を除き、基本的には減らしていくべきである。

については、次の事項について検討されたい。

- ① 職員宿舎の新築や改築は、原則として抑制していくこと。
- ② 地区毎に部局を越えて一体的な入退居の管理を行い、職員宿舎の集約化を図っていくこと。
- ③ 職員宿舎が主に転勤を円滑に進めるために設置されていることから、長期入居の抑制も検討し、限られた宿舎の有効活用を図ること。
- ④ 今後、県内においても民間住宅の活用を図ること。

(2) 用途廃止した職員宿舎の有効活用について

用途廃止した職員宿舎の建物が処分、活用されないまま残存しているが、今後、入居率の低下や老朽化の進行により、さらに増加する見込みである。

こうした建物やその敷地は、貴重な県有財産であり、有効活用しなければならないものである。また、老朽化した建物をそのまま放置しておくことは、維持管理の費用や見回りなどの手間がかかるばかりでなく、安全管理上からも問題がある。

については、次の事項について検討されたい。

- ① 県として他用途に使用が可能となる建物については、必要な改修工事を実施するなどして、再利用を図ること。
- ② 県としての使用が見込まれない建物については、地域の需要を調査して、売却や貸付による有効活用を図ること。
- ③ 老朽化が進行し、地理的条件からも他用途での使用が困難な建物については、将来的には処分しなければならないものであり、放置し続ければさらに費用が嵩むこととなるので、建物を計画的に解体撤去し、更地として売却を進めること。

(3) 職員宿舎の維持管理業務の外部委託について

職員宿舎の維持管理業務については、それぞれの宿舎管理者により行われているが、緊急時の即応性や修繕技術等の専門性などが負担となっており、その省力化を図って効率的に業務を進めていく必要がある。

については、職員宿舎と類似の形態である県営住宅が管理委託されている例なども参考として、職員宿舎の維持管理業務の外部委託について検討されたい。

なお、委託業務の効率性を高めるためには、部局毎ではなく、県が設置する全ての職員宿舎の維持管理業務を包括的に外部委託することについても配慮されたい。

(4) 職員宿舎の一体的な管理運営について

職員宿舎に対する需要については、全体的には職員数の減少や通勤範囲の拡大により、低下してきている。

一方、警察本部においては職員宿舎の需要の増加が見込まれ、部局間の相互利用の一層の推進が必要となっている。

また、前述したとおり、地区内における入退居の効率的な調整、用途廃止した宿舎の処分活用、維持管理業務の外部委託等の課題については、部局を越えた対応が必要である。

については、各部局の職員宿舎の担当課による常設の協議会の設置などにより、県が設置する職員宿舎の全てについて一体的に管理運営するシステムの構築に取り組みたい。

別 紙

行政 監 査 実 施 機 関 一 覧 表

職員 宿 舎 の 監 査 実 施 機 関 及 び 調 査 実 施 機 関

監 査 実 施 機 関		調 査 実 施 機 関	
総務部	管財課	総務部	隠岐支庁
教育委員会	福利課		隠岐支庁県土整備局島前事業部
警察本部	会計課		東部県民センター
企業局	総務課		東部県民C雲南事務所
病院局	中央病院		東部県民C出雲事務所
	こころの医療センター		西部県民センター
			西部県民C県央事務所
			西部県民C県央事務所川本駐在G
			西部県民C益田事務所
			教育委員会
		松江工業高等学校	
		三刀屋高等学校	
		大田高等学校	
		島根中央高等学校	
		浜田高等学校	
		益田高等学校	
津和野高等学校			
		警察本部	出雲警察署
		津和野警察署	
		隠岐の島警察署	
		浦郷警察署	
合計	6 機関	合計	21 機関

知事部局職員宿舎の入居状況（平成 21 年 1 月 1 日現在）

監査対象機関名	総務部管財課
---------	--------

No.	地区名	宿舎名	所在地	建設年度	用途	構造	階数	間取り	貸付料	入居状況			備考
										戸数	入居戸数	入居率	
1	松江	知事公舎	松江市	S 6 1	世帯用	W	1	6 LDK	62,930	1	1	100.0%	
2	松江	南田町 5 号	松江市	S 5 5	世帯用	W	2	5 DK	17,920	1	1	100.0%	
3	松江	北堀 1 号	松江市	S 5 7	世帯用	W	2	5 DK	18,240	1	1	100.0%	
4	松江	北田町	松江市	S 5 9	世帯用	W	2	5 DK	24,740	1	1	100.0%	
5	松江	千鳥 1 号棟	松江市	H 4	世帯用	RC	4	3 DK	17,530	16	16	100.0%	
6	松江	千鳥 2 号棟	松江市	H 4	世帯用	RC	4	3 DK	17,530	16	15	93.8%	
7	松江	奥谷 1 号棟	松江市	H 5	世帯用	RC	3	3 DK	17,020	6	5	83.3%	
8	松江	奥谷 2 号棟(单身)	松江市	H 5	单身用	RC	2	1 DK	6,170	6	6	100.0%	
9	松江	城西 1 号棟	松江市	S 4 3	世帯用	RC	3	3 DK	8,940	18	18	100.0%	
10	松江	城西 2 号棟	松江市	S 4 5	世帯用	RC	4	3 DK	9,660	16	16	100.0%	
11	松江	大輪町 1 号棟	松江市	S 4 2	世帯用	RC	3	3 DK	8,500	18	14	77.8%	
12	松江	大輪町 2 号棟	松江市	S 4 2	世帯用	RC	3	3 DK	8,500	12	9	75.0%	
13	松江	大輪町 3 号棟	松江市	S 4 3	世帯用	RC	3	3 DK	8,500	12	11	91.7%	
14	松江	大輪町 4 号棟	松江市	S 4 3	世帯用	RC	3	3 DK	8,500	12	9	75.0%	
15	松江	南田町 1 号棟	松江市	S 4 6	世帯用	RC	4	3 DK	9,180	16	9	56.3%	
16	松江	南田町 2 号棟	松江市	S 4 6	世帯用	RC	4	3 DK	9,180	16	11	68.8%	
17	松江	南田町 3 号棟	松江市	S 4 8	世帯用	RC	4	3 DK	9,180	16	16	100.0%	
18	松江	菅田町 1 号棟	松江市	S 4 8	世帯用	RC	4	3 DK	10,040	24	17	70.8%	
19	松江	菅田町 2 号棟	松江市	S 5 1	世帯用	RC	3	3 DK	10,040	18	14	77.8%	
20	松江	西川津(世帯)	松江市	S 5 7	世帯用	RC	4	3 DK	12,350	14	13	92.9%	
21		(单身)			单身用			1 DK	5,050	4	4	100.0%	
22	松江	第 2 南田町	松江市	S 5 9	世帯用	RC	3	4 DK	22,100	18	15	83.3%	
23	松江	外中原 1 号棟	松江市	S 6 2	世帯用	RC	4	3 DK	14,810	24	23	95.8%	
24	松江	外中原 2 号棟	松江市	S 6 3	世帯用	RC	4	3 DK	14,810	24	24	100.0%	
25	松江	西津田(世帯)	松江市	H 6	世帯用	RC	4	4 DK	31,270	12	5	41.7%	
26		(单身)			单身用			1 DK	6,170	4	3	75.0%	
27	松江	古志原 1 号棟(世帯)	松江市	H 7	世帯用	RC	4	3 DK	19,770	8	8	100.0%	
28		(单身)			单身用			1 DK	7,230	8	8	100.0%	
29	松江	古志原 2 号棟(世帯)	松江市	H 7	世帯用	RC	4	3 DK	19,770	8	7	87.5%	
30		(单身)			单身用			1 DK	7,230	8	8	100.0%	
31	松江	外中原 3 号棟(单身)	松江市	H 3	单身用	RC	3	1 DK	6,170	12	9	75.0%	
32	松江	菅田山崎(单身)	松江市	H 3	单身用	RC	2	1 DK	6,170	12	12	100.0%	
33	松江	くにびき(单身)	松江市	H 9	单身用	RC	4	1 DK	7,230	32	32	100.0%	
34	松江	くにびき第二(单身)	松江市	H 1 5	单身用	RC	4	1 DK	9,110	16	15	93.8%	
35	松江	東生馬 1 号棟	松江市	H 1 0	世帯用	RC	3	3 DK	20,060	18	16	88.9%	
36	松江	碧水寮	松江市	S 4 0	单身用	RC	4	4.5 畳	2,970	27	25	92.6%	
37					单身用			6 畳	4,290	1	0	0.0%	
38	松江	紫雲寮	松江市	S 4 7	单身用	RC	4	4.5 畳	2,970	27	20	74.1%	
39					单身用			6 畳	4,290	2	0	0.0%	
40	安来	中河原(世帯)	安来市	S 5 8	世帯用	RC	4	3 DK	12,350	11	3	27.3%	
41		(单身)			单身用			1 DK	4,750	2	0	0.0%	
42	安来	広瀬殿町(单身)	安来市	H 9	单身用	RC	2	1 DK	7,230	6	4	66.7%	
43	木次	里方(世帯)	雲南市	H 1 1	世帯用	RC	4	3 DK	23,600	16	13	81.3%	
44	木次	里方(单身)	雲南市	H 1 1	单身用	RC	2	1 DK	8,560	8	8	100.0%	
45	木次	雲南(世帯)	雲南市	S 6 0	世帯用	RC	4	3 DK	14,810	12	12	100.0%	
46		雲南(单身)			单身用			1 DK	5,890	4	4	100.0%	
47		雲南(单身)			单身用			1 DK	5,540	4	4	100.0%	
48	仁多	三成(世帯)	奥出雲町	H 8	世帯用	RC	3	3 DK	20,060	3	2	66.7%	
49		(单身)			单身用			1 DK	7,230	6	2	33.3%	

50	出雲	高砂第一	出雲市	S 4 4	世帯用	R C	4	3 D K	9,020	16	10	62.5%	
51	出雲	高砂第二(世帯)	出雲市	S 5 8	世帯用	R C	4	3 D K	12,350	20	15	75.0%	
52		(単身)			単身用			1 D K	5,050	8	6	75.0%	
53	出雲	高砂第三(単身)	出雲市	H 1 0	単身用	R C	4	1 D K	7,230	24	19	79.2%	
54	出雲	天神 1 号棟	出雲市	H 1	世帯用	R C	4	3 D K	14,810	24	18	75.0%	
55	出雲	天神 2 号棟(世帯)	出雲市	H 5	世帯用	R C	4	3 D K	17,020	16	13	81.3%	
56		(単身)			単身用			1 D K	6,170	16	10	62.5%	
57	川本	三島寮	川本町	S 5 6	単身用	R C	3	6 畳	4,290	26	14	53.8%	
58	川本	日の出	川本町	S 6 3	世帯用	R C	4	3 D K	14,810	24	23	95.8%	
59	川本	東光台(世帯)	川本町	H 6	世帯用	R C	4	3 D K	17,020	8	6	75.0%	
60		(単身)			単身用			1 D K	6,170	24	17	70.8%	
61	川本	東光台第二(単身)	川本町	H 1 2	単身用	R C	3	1 D K	8,840	18	14	77.8%	
62	大田	綿田(世帯)	大田市	S 5 9	世帯用	R C	4	3 D K	14,150	8	8	100.0%	
63		(単身)			単身用			1 D K	5,540	16	7	43.8%	
64	大田	栄町 1 号棟	大田市	H 3	世帯用	R C	3	3 D K	17,020	12	10	83.3%	
65	大田	栄町 2 号棟(単身)	大田市	H 8	単身用	R C	3	1 D K	7,690	12	9	75.0%	
66	浜田	殿町(祇園谷 1 号)	浜田市	S 4 4	世帯用	C B	2	5 D K	15,960	1	1	100.0%	
67	浜田	祇園谷 2 号 1	浜田市	S 4 4	世帯用	C B	2	5 D K	15,760	1	1	100.0%	
68	浜田	祇園谷 2 号 2	浜田市	S 4 6	世帯用	C B	2	5 D K	15,760	1	0	0.0%	
69	浜田	汐入 1 号棟	浜田市	S 4 3	世帯用	R C	3	3 D K	8,500	12	12	100.0%	
70	浜田	汐入 2 号棟	浜田市	S 4 4	世帯用	R C	3	3 D K	9,180	12	12	100.0%	
71	浜田	汐入 3 号棟	浜田市	S 5 5	世帯用	R C	3	3 D K	12,350	12	11	91.7%	
72	浜田	石雲寮	浜田市	S 4 9	単身用	R C	3	4.5 畳	2,970	20	16	80.0%	
73	浜田	朋信寮	浜田市	S 4 6	単身用	R C	3	4.5 畳	2,970	12	8	66.7%	
74	浜田	清心寮	浜田市	S 5 2	単身用	R C	2	4.5 畳	5,150	9	7	77.8%	
75	浜田	長沢寮	浜田市	S 5 4	単身用	R C	3	6 畳	4,290	26	20	76.9%	
76	浜田	雲雀ヶ丘(世帯)	浜田市	S 5 3	世帯用	R C	3	3 D K	12,350	6	4	66.7%	
77		(単身)			単身用			1 D K	4,750	18	18	100.0%	
78	浜田	笠柄 3 号棟(単身)	浜田市	H 2	単身用	R C	4	1 D K	6,170	24	24	100.0%	
79	浜田	笠柄 4 号棟	浜田市	H 2	世帯用	R C	4	3 D K	17,530	24	23	95.8%	
80	浜田	笠柄 5 号棟(世帯)	浜田市	H 3	世帯用	R C	4	3 D K	17,530	16	15	93.8%	
81		(単身)			単身用			1 D K	6,170	8	8	100.0%	
82	浜田	竹迫 1 号棟	浜田市	H 8	世帯用	R C	4	3 D K	19,770	16	16	100.0%	
83	浜田	竹迫 2 号棟(単身)	浜田市	H 8	単身用	R C	4	1 D K	7,690	32	32	100.0%	
84	益田	益田第一	益田市	S 4 8	世帯用	R C	4	3 D K	9,830	16	16	100.0%	
85	益田	益田第二	益田市	S 6 0	世帯用	R C	4	3 D K	21,240	24	21	87.5%	
86	益田	石西寮	益田市	S 5 1	単身用	R C	3	6 畳	4,290	21	11	52.4%	
87	益田	旭ヶ丘寮	益田市	S 5 7	単身用	R C	3	6 畳	4,290	27	20	74.1%	
88	益田	乙吉第一	益田市	S 6 3	世帯用	R C	4	3 D K	15,250	16	15	93.8%	
89	益田	乙吉第二(単身)	益田市	S 6 3	単身用	R C	4	1 D K	5,370	16	16	100.0%	
90	益田	乙吉第三(世帯)	益田市	H 7	世帯用	R C	4	3 D K	20,360	16	14	87.5%	
91		(単身)			単身用			1 D K	7,690	4	4	100.0%	
92	津和野	津和野	津和野町	S 6 2	世帯用	R C	3	3 D K	15,250	12	11	91.7%	
93	津和野	鷺原第二(単身)	津和野町	H 9	単身用	R C	2	1 D K	7,230	6	6	100.0%	

94	隠岐	日記	隠岐の島町	S 5 6	世帯用	W	2	5 D K	18,400	1	1	100.0%	
95	隠岐	八田第一	隠岐の島町	S 5 1	世帯用	R C	4	3 D K	10,210	16	11	68.8%	
96	隠岐	八田第三	隠岐の島町	S 6 2	世帯用	R C	4	3 D K	14,810	24	23	95.8%	
97	隠岐	八田第四(单身)	隠岐の島町	H 1	单身用	R C	4	1 D K	5,540	24	23	95.8%	
98	隠岐	晴海寮	隠岐の島町	S 5 3	单身用	R C	3	6 畳	4,290	20	15	75.0%	
99	隠岐	八田第二 1 号棟(世帯 (单身)	隠岐の島町	S 5 8	世帯用	R C	3	3 D K	12,350	12	8	66.7%	
100					单身用			1 D K	4,900	12	11	91.7%	
101	隠岐	八田第二 2 号棟(单身)	隠岐の島町	H 7	单身用	R C	3	1 D K	7,690	18	18	100.0%	
102	隠岐	下西 1 号棟(单身)	隠岐の島町	H 9	单身用	R C	3	1 D K	7,690	15	11	73.3%	
103	隠岐	下西 2 号棟(单身)	隠岐の島町	H 9	单身用	R C	3	1 D K	7,690	15	13	86.7%	
104	隠岐	宮の前	隠岐の島町	S 4 4	世帯用	C B	2	3 D K	3,880	8	0	0.0%	入居停止
105	隠岐	大將軍 1 号	隠岐の島町	S 4 3	世帯用	C B	1	4 D K	15,230	1	0	0.0%	入居停止
106	隠岐	大將軍 2, 3 号	隠岐の島町	S 4 4	世帯用	C B	2	3 D K	4,370	2	0	0.0%	入居停止
107	隠岐	大將軍 5 号	隠岐の島町	S 4 6	世帯用	C B	2	4 D K	15,230	1	0	0.0%	入居停止
108	隠岐	大將軍 6 号	隠岐の島町	S 4 7	世帯用	C B	2	4 D K	15,230	1	0	0.0%	入居停止
109	隠岐	大將軍 7 号	隠岐の島町	S 4 8	世帯用	C B	2	4 D K	15,230	1	0	0.0%	入居停止
110	隠岐	城山寮	隠岐の島町	S 4 5	单身用	C B	3	6 畳	3,120	8	0	0.0%	入居停止
111					单身用			4.5 畳	2,160	4	0	0.0%	
112					单身用			6 畳	4,080	1	0	0.0%	
113	隠岐	別府寮	西ノ島町	S 5 3	单身用	R C	3	6 畳	4,290	12	5	41.7%	
114	隠岐	石畑	西ノ島町	S 5 3	世帯用	R C	3	3 D K	9,860	12	8	66.7%	
115	隠岐	西ノ島(世帯)	西ノ島町	S 6 1	世帯用	R C	4	3 D K	20,090	8	6	75.0%	
116	隠岐	西ノ島(单身)	西ノ島町		单身用	R C	3	1 D K	5,890	12	12	100.0%	
117	飯南	頓原 1 号	飯南町	H 6	世帯用	W	1	2 L D K	15,770	1	1	100.0%	
118		頓原 2 号(单身)			单身用			1 D K	4,100	1	1	100.0%	
119	飯南	赤名	飯南町	S 5 9	世帯用	R C	2	3 D K	14,590	4	3	75.0%	
120	飯南	下赤名	飯南町	H 1 4	世帯用	W	2	3 D K	27,490	6	6	100.0%	
121	飯南	下赤名	飯南町	H 1 5	世帯用	W	2	2 D K	17,490	4	4	100.0%	
122	飯南	下赤名	飯南町	H 1 5	单身用	W	2	1 D K	8,290	12	11	91.7%	
123	東京	東山	東京都	H 5	世帯用	R C	2	2 D K	33,200	2	2	100.0%	
124	東京	目白(单身)	東京都	H 5	单身用	W	2	1 D K	5,090	1	1	100.0%	
125					单身用			4,220	1	1	100.0%		
126	東京	用賀(世帯)	東京都	S 5 7	世帯用	R C	3	3 D K	12,350	11	11	100.0%	
127		(单身)			单身用			1 D K	5,050	2	2	100.0%	
128	大阪	大阪豊中(世帯)	大阪府	S 6 1	世帯用	R C	2	3 D K	13,710	7	7	100.0%	
129		(单身)			单身用			1 D K	5,370	2	2	100.0%	
									計	769	633	82.3%	

教育委員会職員宿舎の入居状況 (平成 21 年 1 月 1 日現在)

監査対象機関名	教育庁福利課
---------	--------

No.	地区名	宿舎名	所在地	建設年度	用途	構造	階数	間取り	貸付料	入 居 状 況			備考
										戸数	入居戸数	入居率	
1	松 江	松江芝床校長住宅	松江市	S 3 8	校長用	W	1	4 D K	6,110	1	1	100.0%	
2	松 江	松江西ノ原校長住宅	松江市	S 4 0	校長用	W	2	4 D K	6,180	1	0	0.0%	
3	松 江	松江南高等学校 (舎監住宅)	松江市	S 4 7	世帯用	C B	1	2 D K	6,500	1	0	0.0%	
4	松 江	松江内中原校長住宅	松江市	S 4 7	校長用	R C	2	4 D K	23,140	2	2	100.0%	
5	松 江	松江乃木福富校長住宅	松江市	S 4 8	校長用	W	1	4 D K	6,040	1	1	100.0%	
6	松 江	松江西嫁島校長住宅	松江市	S 5 1	校長用	W	1	4 D K	5,680	1	1	100.0%	
7	松 江	松江湊北台校長住宅	松江市	S 5 4	校長用	W	1	4 D K	10,600	1	1	100.0%	
8	松 江	松江地区山代共同住宅(1号棟)	松江市	S 4 3	世帯用	R C	3	3 D K	5,250	24	17	70.8%	
9	松 江	松江地区山代共同住宅(2号棟)	松江市	S 4 6	世帯用	R C	3	3 D K	9,180	18	10	55.6%	
10	松 江	盲学校(教職員住宅)	松江市	S 4 4	世帯用	P R C	1	3 D K	4,320	6	0	0.0%	
11	松 江	松江地区大庭共同住宅	松江市	S 5 1	世帯用	R C	3	3 D K	6,670	6	0	0.0%	
12	松 江	松江地区川津共同住宅	松江市	S 5 9	単身用	R C	4	1 D K	5,710	8	8	100.0%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	15,250	16	16	100.0%	
13	松 江	松江地区東生馬共同住宅	松江市	H 1 0	単身用	R C	3	1 D K	7,230	12	12	100.0%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	19,770	12	10	83.3%	
14	安 来	安来地区福井共同住宅	安来市	S 6 3	単身用	R C	3	1 D K	5,710	9	1	11.1%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	14,590	3	3	100.0%	
15	木 次	三刀屋高等学校 (掛合分校住宅)	雲南市	S 4 7	世帯用	R C	1	2 D K	6,500	1	0	0.0%	
16	木 次	三刀屋地区梅ヶ丘共同住宅	雲南市	H 4	単身用	R C	2	1 D K	6,170	6	6	100.0%	
	"	"	"	"	世帯用	"	3	3 D K	17,020	6	6	100.0%	
17	仁 多	横田高等学校 (稲原住宅)	奥出雲町	S 4 7	世帯用	R C	1	2 D K	6,500	1	0	0.0%	
18	仁 多	横田地区落合共同住宅	奥出雲町	S 6 3	単身用	R C	3	1 D K	5,890	12	3	25.0%	
19	仁 多	横田地区園竹共同住宅	奥出雲町	H 9	単身用	R C	3	1 D K	7,230	9	7	77.8%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	20,060	6	6	100.0%	
20	飯 石	赤来地区共同住宅	飯南町	H 1 0	単身用	R C	3	1 D K	7,230	12	10	83.3%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	20,060	3	3	100.0%	
21	出 雲	平田高等学校 (校長住宅)	出雲市	S 4 5	校長用	W	1	4 D K	6,040	1	0	0.0%	
22	出 雲	出雲高等学校 (校長住宅)	出雲市	S 4 7	校長用	W	1	4 D K	6,040	1	0	0.0%	
23	出 雲	出雲農林高等学校 (校長住宅)	出雲市	S 4 9	校長用	W	1	4 D K	5,970	1	1	100.0%	
24	出 雲	大社高等学校 (佐田分校住宅)	出雲市	S 5 2	世帯用	W	1	4 D K	5,680	1	0	0.0%	
25	出 雲	出雲養護学校 (校長住宅)	出雲市	S 5 4	校長用	W	1	4 D K	10,120	1	0	0.0%	
26	出 雲	出雲地区大津共同住宅	出雲市	S 4 5	世帯用	R C	3	3 D K	5,710	12	9	75.0%	
27	出 雲	出雲養護学校 (共同住宅)	出雲市	S 5 0	世帯用	P R C	2	3 D K	7,680	3	3	100.0%	
28	出 雲	出雲地区天神共同住宅	出雲市	S 5 2	世帯用	R C	4	3 D K	11,090	16	15	93.8%	
29	出 雲	平田高等学校 (牧戸住宅)	出雲市	S 5 4	世帯用	W	1	4 D K	7,350	2	0	0.0%	
30	出 雲	出雲地区大社共同住宅	出雲市	H 8	単身用	R C	3	1 D K	7,230	12	11	91.7%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	19,770	12	12	100.0%	
31	大 田	大田高等学校 (校長住宅)	大田市	S 5 2	校長用	W	2	4 D K	6,110	1	1	100.0%	
32	大 田	大田高等学校 (岡の前共同住宅)	大田市	S 4 8	世帯用	P R C	2	3 D K	7,430	6	0	0.0%	
33	大 田	大田地区共同住宅	大田市	H 1 2	単身用	R C	3	1 D K	8,560	12	12	100.0%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	23,600	12	9	75.0%	
34	大 田	漣摩高等学校 (宅野田住宅 1・2号)	大田市	S 4 9	世帯用	P R C	2	3 D K	8,320	2	0	0.0%	
35	大 田	漣摩高等学校 (宅野田住宅 3・4号)	大田市	S 5 4	世帯用	W	1	4 D K	7,350	2	0	0.0%	
36	大 田	大田仁摩共同住宅	大田市	H 8	単身用	R C	3	1 D K	7,230	6	4	66.7%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	19,770	6	2	33.3%	
37	川 本	川本高等学校 (木路原共同住宅)	川本町	S 5 0	世帯用	P R C	2	3 D K	7,430	4	0	0.0%	
38	川 本	川本地区共同住宅	川本町	H 7	単身用	R C	4	1 D K	7,230	8	7	87.5%	
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3 D K	19,770	8	8	100.0%	

39	川本	矢上高等学校(瑞穂分校住宅)	邑南町	S51	世帯用	CB	2	3DK	7,810	2	0	0.0%
40	川本	石見養護学校(校長住宅)	邑南町	S58	校長用	W	1	4DK	10,600	1	1	100.0%
41	川本	矢上中野共同住宅	邑南町	S61	単身用	RC	4	1DK	5,540	12	8	66.7%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	14,810	12	9	75.0%
42	川本	矢上地区共同住宅	邑南町	H13	単身用	RC	3	1DK	8,840	12	11	91.7%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	23,600	12	9	75.0%
43	江津	江津工業高等学校(校長住宅)	江津市	S55	校長用	W	1	4DK	10,240	1	1	100.0%
44	江津	江津地区嘉久志共同住宅	江津市	S60	単身用	RC	3	1DK	5,710	18	18	100.0%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	15,250	6	6	100.0%
45	江津	江津地区渡津共同住宅	江津市	H5	単身用	RC	3	1DK	6,170	18	12	66.7%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	17,280	6	5	83.3%
46	江津	江津地区都野津共同住宅	江津市	H9	世帯用	RC	2	3DK	20,060	6	4	66.7%
47	浜田	浜田商業高等学校(校長住宅)	浜田市	S40	校長用	W	2	4DK	5,830	1	1	100.0%
48	浜田	浜田高等学校(校長住宅)	浜田市	S51	校長用	W	1	4DK	6,320	1	1	100.0%
49	浜田	浜田地区汐入共同住宅	浜田市	S45	世帯用	RC	3	3DK	5,710	12	9	75.0%
50	浜田	浜田高等学校(今市分校住宅)	浜田市	S50	世帯用	PRC	2	3DK	7,430	2	0	0.0%
51	浜田	浜田地区国分単身共同住宅	浜田市	S57	単身用	RC	3	2DK	5,670	18	14	77.8%
52	浜田	浜田地区笠柄共同住宅7号棟	浜田市	H2	単身用	RC	4	1DK	6,770	16	11	68.8%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	16,770	8	8	100.0%
53	浜田	浜田地区笠柄共同住宅6号棟	浜田市	H8	単身用	RC	4	1DK	8,160	12	10	83.3%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	19,770	4	4	100.0%
54	浜田	浜田地区国分ヶ丘共同住宅	浜田市	H11	単身用	RC	3	1DK	8,840	12	11	91.7%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	23,250	12	12	100.0%
55	益田	益田高等学校(校長住宅)	益田市	S40	校長用	W	2	4DK	5,830	1	0	0.0%
56	益田	益田久城校長住宅	益田市	S44	校長用	W	1	4DK	5,970	1	0	0.0%
57	益田	益田地区旭ヶ丘共同住宅	益田市	S45	世帯用	RC	3	3DK	5,710	12	0	0.0%
58	益田	益田翔陽高等学校(川丁共同住宅)	益田市	S47	世帯用	PRC	2	3DK	7,540	6	0	0.0%
59	益田	益田地区矢田単身共同住宅	益田市	S56	単身用	RC	3	2DK	5,670	15	8	53.3%
60	益田	益田地区高津共同住宅	益田市	H11	単身用	RC	3	1DK	8,560	12	9	75.0%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	23,600	12	12	100.0%
61	益田	益田地区幸町共同住宅	益田市	H15	単身用	RC	3	1DK	9,660	15	15	100.0%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	30,170	18	14	77.8%
62	津和野	津和野高等学校(校長住宅)	津和野町	S44	校長用	W	1	4DK	6,040	1	1	100.0%
63	津和野	津和野高等学校(桂川住宅1・2号)	津和野町	S54	世帯用	W	1	4DK	7,350	2	1	50.0%
64	津和野	津和野高等学校(桂川住宅3・4号)	津和野町	S54	世帯用	PRC	2	3DK	8,820	2	1	50.0%
65	津和野	津和野地区片河共同住宅	津和野町	H4	単身用	RC	2	1DK	6,770	4	4	100.0%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	17,280	4	3	75.0%
66	吉賀	吉賀高等学校(教職員住宅5・6号)	吉賀町	S47	世帯用	PRC	1	2DK	6,500	2	0	0.0%
67	吉賀	吉賀地区抜月共同住宅	吉賀町	H1	単身用	RC	3	1DK	6,770	9	6	66.7%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	16,770	3	2	66.7%
68	隠岐(島前)	隠岐島前高等学校(校長住宅)	海士町	H3	校長用	W	1	3DK	22,880	1	1	100.0%
69	隠岐(島前)	隠岐島前地区菱浦共同住宅	海士町	H3	単身用	RC	4	1DK	6,370	12	11	91.7%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	25,280	4	2	50.0%
70	隠岐(島後)	隠岐養護学校(校長住宅)	隠岐の島町	S55	校長用	W	2	4DK	10,830	1	1	100.0%
71	隠岐(島後)	隠岐高等学校(校長住宅)	隠岐の島町	S63	校長用	W	1	3DK	15,670	1	1	100.0%
72	隠岐(島後)	隠岐島後地区八田共同住宅	隠岐の島町	S53	世帯用	RC	3	3DK	11,090	18	15	83.3%
73	隠岐(島後)	隠岐島後地区下西共同住宅	隠岐の島町	H9	単身用	RC	3	1DK	7,690	12	12	100.0%
	"	"	"	"	世帯用	"	"	3DK	20,360	6	6	100.0%
74	隠岐(島後)	隠岐島後地区吉田単身共同住宅	隠岐の島町	S62	単身用	RC	4	1DK	6,060	24	15	62.5%
75	隠岐(島後)	隠岐水産高等学校(唐井共同住宅1号)	隠岐の島町	S49	世帯用	PRC	2	3DK	7,430	8	0	0.0%
76	隠岐(島後)	隠岐水産高等学校(唐井共同住宅2号)	隠岐の島町	S50	世帯用	PRC	2	3DK	7,430	4	4	100.0%
									計	721	527	73.1%

警察本部職員宿舎の入居状況（平成 21 年 1 月 1 日現在）

監査対象機関名	警察本部会計課
---------	---------

No.	地区名	宿舎名	所在地	建設年度	用途	構造	階数	間取り	貸付料	入 居 状 況			備考
										戸数	入居戸数	入居率	
1	松江	石橋待機宿舎-1	松江市	S 3 8	単身用	R C	4	1 K	4,720	16	15	93.8%	
2	松江	石橋待機宿舎-2	松江市	S 3 8	単身用	R C	4	1 K	4,720	16	16	100.0%	
3	松江	西持田待機宿舎-1	松江市	S 4 2	世帯用	R C	4	2 K	5,580	16	15	93.8%	
4	松江	西持田待機宿舎-2	松江市	S 4 2	世帯用	R C	4	2 K	4,680	16	1	6.3%	解体予定
5	松江	旭寮	松江市	S 4 2	単身用	R C	4	1 R (6 畳)	4,290	30	23	76.7%	
6	松江	黒田町職員宿舎2号	松江市	S 4 4	世帯用	R C	3	3 K	5,830	12	12	100.0%	
7	松江	黒田町職員宿舎3号	松江市	S 5 2	世帯用	R C	2	3 K	9,860	4	4	100.0%	
8	松江	外中原職員宿舎-1	松江市	S 4 5	世帯用	R C	4	3 K	7,650	16	16	100.0%	
9	松江	外中原職員宿舎-2	松江市	S 4 5	世帯用	R C	4	3 K	7,650	16	16	100.0%	
10	松江	浜佐田職員宿舎	松江市	S 4 5	世帯用	R C	4	3 K	6,330	16	0	0.0%	リフォーム中
11	松江	内中原職員宿舎	松江市	S 6 0	世帯用	R C	3	4 D K	27,360	6	5	83.3%	
12	松江	南田町職員宿舎	松江市	S 6 0	世帯用	R C	3	3 D K	14,810	11	11	100.0%	
	松江	南田町職員宿舎	松江市	S 6 0	署長用	R C		3 D K	7,410	1	1	100.0%	
13	松江	湊北台職員宿舎1号	松江市	S 6 1	世帯用	R C	4	3 D K	14,810	16	14	87.5%	
14	松江	湊北台職員宿舎2号	松江市	S 6 3	世帯用	R C	3	3 D K	15,030	12	10	83.3%	
15	松江	砂子町職員宿舎	松江市	H 9	世帯用	W	1	2 L D K	29,440	1	1	100.0%	
16	松江	春日町職員宿舎1号	松江市	H 9	世帯用	R C	3	3 K	19,770	6	6	100.0%	
	松江	春日町職員宿舎1号	松江市	H 9	世帯用	R C		3 D K	28,200	6	6	100.0%	
17	松江	春日町職員宿舎2号	松江市	H 9	世帯用	R C	3	3 K	19,770	6	5	83.3%	
	松江	春日町職員宿舎2号	松江市	H 9	世帯用	R C		3 D K	28,200	6	6	100.0%	
18	松江	浜乃木待機宿舎	松江市	S 5 0	世帯用	R C	4	3 K	10,040	16	16	100.0%	
19	松江	浜乃木職員宿舎	松江市	S 5 6	世帯用	R C	5	3 K	11,180	20	20	100.0%	
20	松江	西嫁島職員宿舎	松江市	S 6 0	世帯用	R C	3	3 D K	14,810	12	12	100.0%	
21	松江	古志原職員宿舎	松江市	H 3	世帯用	R C	3	3 D K	23,980	12	12	100.0%	
22	松江	嫁島職員宿舎	松江市	S 5 0	世帯用	R C	4	3 D K	12,600	16	16	100.0%	
23	安来	安来署長宿舎	安来市	H 7	署長用	W	1	4 D K	21,890	1	1	100.0%	
24	安来	城谷職員宿舎	安来市	S 4 8	世帯用	C B	2	3 K	6,730	8	8	100.0%	
25	安来	和田職員宿舎	安来市	S 5 9	世帯用	R C	3	3 K	14,590	12	12	100.0%	
26	安来	内濱職員宿舎	安来市	H 6	世帯用	R C	3	3 K	25,970	12	12	100.0%	
27	木次	里方職員宿舎	雲南市	S 4 7	世帯用	C B	2	3 K	6,730	8	8	100.0%	
28	木次	共和職員宿舎	雲南市	S 5 7	世帯用	R C	3	3 D K	12,350	5	5	100.0%	
	木次	共和職員宿舎	雲南市	S 5 7	署長用	R C		3 D K	6,180	1	1	100.0%	
29	木次	新市職員宿舎	雲南市	S 6 3	世帯用	R C	3	3 D K	21,240	12	12	100.0%	
30	仁多	寺町職員宿舎	雲南市	H 1 2	世帯用	R C	2	3 K	23,250	4	2	50.0%	再編該当 (旧三成署)
	仁多	寺町職員宿舎	雲南市	H 1 2	世帯用	R C		3 D K	32,760	4	2	50.0%	〃
31	仁多	大正町職員宿舎	雲南市	H 1 2	単身用	R C	2	1 D K	11,320	2	2	100.0%	〃
	仁多	大正町職員宿舎	雲南市	H 1 2	単身用	R C		1 D K	10,770	4	4	100.0%	〃
32	掛合	沖田第1職員宿舎	雲南市	H 6	世帯用	R C	3	3 D K	25,970	12	9	75.0%	再編該当 (旧掛合署)
33	出雲	出雲署長宿舎	出雲市	S 5 7	署長用	W	2	5 K	9,200	1	1	100.0%	
34	出雲	大津新崎職員宿舎	出雲市	S 4 6	世帯用	R C	4	3 K	6,330	16	12	75.0%	
35	出雲	大津新崎東職員宿舎	出雲市	S 5 4	世帯用	R C	4	3 K	8,110	16	15	93.8%	
36	出雲	天神町職員宿舎2号	出雲市	S 5 8	世帯用	R C	4	3 K	12,550	16	16	100.0%	
37	出雲	天神町職員宿舎1号	出雲市	S 6 2	世帯用	R C	4	3 K	14,810	16	16	100.0%	
38	出雲	天神町北職員宿舎	出雲市	H 5	単身用	R C	3	1 K	7,770	12	12	100.0%	
39	出雲	西平田職員宿舎	出雲市	H 5	世帯用	R C	3	4 K	22,680	12	12	100.0%	再編該当 (旧平田署)
40	出雲	北荒木職員宿舎	出雲市	S 4 9	世帯用	R C	2	3 K	6,800	4	3	75.0%	再編該当 (旧大社署)
41	出雲	荒木職員宿舎2号	出雲市	S 5 2	世帯用	C B	2	3 K	8,200	4	0	0.0%	〃
42	出雲	北荒木中分職員宿舎	出雲市	H 5	世帯用	R C	3	3 K	23,980	12	4	33.3%	〃

43	大田	大田署長宿舎	大田市	H10	署長用	W	1	4K	21,680	1	1	100.0%	
44	大田	山崎職員宿舎	大田市	S49	世帯用	CB	2	3K	7,300	12	12	100.0%	
45	大田	大田職員宿舎	大田市	S51	世帯用	RC	2	3K	10,210	4	0	0.0%	リフォーム中
46	大田	日の出職員宿舎	大田市	H7	世帯用	RC	3	3DK	27,460	12	12	100.0%	再編該当(旧温泉津署)
47	大田	千軒畑職員宿舎1号	大田市	S53	世帯用	RC	2	3K	10,390	4	2	50.0%	〃
48	大田	千軒畑職員宿舎2号	大田市	S55	世帯用	RC	2	3K	11,960	4	4	100.0%	〃
49	大田	小浜職員宿舎	大田市	H10	世帯用	RC	3	3DK	26,720	6	6	100.0%	〃
50	川本	川本署長宿舎	川本町	H11	署長用	W	1	4K	28,240	1	1	100.0%	
51	川本	東光台職員宿舎	川本町	H13	世帯用	RC	4	3DK	32,760	8	8	100.0%	
	川本	東光台職員宿舎	川本町	H13	世帯用	RC		3K	23,250	8	8	100.0%	
52	江津	新川職員宿舎1~4号	江津市	S46	世帯用	CB	2	3K	6,850	4	4	100.0%	
53	江津	新川職員宿舎5~8号	江津市	S46	世帯用	CB	2	3K	6,850	4	3	75.0%	
54	江津	新川北職員宿舎	江津市	S51	世帯用	RC	2	3K	9,680	4	4	100.0%	
55	江津	高角職員宿舎	江津市	H4	世帯用	RC	3	3K	23,980	11	11	100.0%	
	江津	高角職員宿舎	江津市	H4	署長用	RC		3K	11,990	1	1	100.0%	
56	浜田	浜田署長宿舎	浜田市	H6	署長用	W	1	4K	21,270	1	1	100.0%	
57	浜田	京町あいず寮-1	浜田市	S40	単身用	W	2	1R(6畳)	4,290	1	1	100.0%	
	浜田	京町あいず寮-2	浜田市	S40	単身用	W		1R(6畳)	4,290	1	1	100.0%	
	浜田	京町あいず寮-3	浜田市	S40	単身用	W		1R(8畳)	5,610	1	1	100.0%	
	浜田	京町あいず寮-4	浜田市	S40	単身用	W		1R(8畳)	5,610	1	1	100.0%	
	浜田	京町あいず寮-5	浜田市	S40	単身用	W		1R(6畳)	4,290	1	1	100.0%	
58	浜田	桜ヶ丘職員宿舎1号	浜田市	S42	世帯用	CB	2	3K	3,790	8	5	62.5%	
59	浜田	桜ヶ丘職員宿舎2号	浜田市	S43	世帯用	RC	3	3K	5,360	12	0	0.0%	リフォーム中
60	浜田	桜ヶ丘南職員宿舎	浜田市	S46	世帯用	RC	4	3K	7,810	16	16	100.0%	
61	浜田	殿町南職員宿舎	浜田市	S51	世帯用	RC	3	3K	7,210	6	6	100.0%	
62	浜田	殿町職員宿舎	浜田市	S55	世帯用	RC	3	3K	11,570	12	12	100.0%	
63	浜田	笠柄職員宿舎2号	浜田市	H元	世帯用	RC	4	3K	23,980	16	16	100.0%	
64	浜田	笠柄職員宿舎1号	浜田市	H2	世帯用	RC	4	3K	23,980	16	14	87.5%	
65	浜田	竹迫職員宿舎	浜田市	H8	世帯用	RC	4	3K	27,460	16	15	93.8%	
66	益田	益田署長宿舎	益田市	H4	署長用	W	1	4K	16,950	1	1	100.0%	
67	益田	幸町職員宿舎	益田市	S51	世帯用	RC	4	3K	9,680	16	16	100.0%	
68	益田	東町職員宿舎	益田市	S58	世帯用	RC	3	3K	12,550	12	12	100.0%	
69	益田	下本郷職員宿舎	益田市	S59	世帯用	RC	3	3K	14,590	12	12	100.0%	
70	益田	沖田職員宿舎	益田市	H11	世帯用	RC	3	3DK	32,760	6	6	100.0%	
	益田	沖田職員宿舎	益田市	H11	世帯用	RC		3K	23,250	6	6	100.0%	
71	益田	沖田職員宿舎	益田市	H11	単身用	RC	3	1DK	10,770	12	12	100.0%	
72	津和野	津和野署長宿舎	津和野町	S63	署長用	W	1	4K	11,180	1	1	100.0%	
73	津和野	町田職員宿舎	津和野町	S59	世帯用	RC	3	3DK	20,090	6	6	100.0%	
	津和野	町田職員宿舎	津和野町	S59	単身用	RC		1DK	6,230	4	4	100.0%	
74	津和野	片河職員宿舎	津和野町	H15	世帯用	RC	3	2LDK	23,950	6	6	100.0%	
	津和野	片河職員宿舎	津和野町	H15	世帯用	RC		3DK	23,950	6	6	100.0%	
	津和野	片河職員宿舎	津和野町	H15	単身用	RC		1K	9,110	3	3	100.0%	
75	隠岐	隠岐の島署長宿舎	隠岐の島町	S56	署長用	W	2	5K	9,280	1	1	100.0%	
76	隠岐	唐井職員宿舎	隠岐の島町	S50	世帯用	RC	2	3K	7,080	4	0	0.0%	人居停止
77	隠岐	日記職員宿舎	隠岐の島町	S51	世帯用	RC	2	3K	12,600	4	4	100.0%	
78	隠岐	有木職員宿舎	隠岐の島町	H2	世帯用	RC	3	3K	23,980	12	12	100.0%	
79	隠岐	浦郷署長宿舎	西ノ島町	S51	署長	W	1	3DK	3,160	1	1	100.0%	
80	隠岐	由良南職員宿舎	西ノ島町	S52	世帯用	RC	2	3K	10,390	4	4	100.0%	
81	隠岐	由良第一職員宿舎	西ノ島町	H6	世帯用	RC	2	3DK	27,090	8	8	100.0%	
									計	816	716	87.7%	

企業局職員宿舎の入居状況（平成 21 年 1 月 1 日現在）

監査対象機関名	企業局
---------	-----

No.	地区名	宿舎名	所在地	建設年度	用途	構造	階数	間取り	貸付料	入 居 状 況			備考
										戸数	入居戸数	入居率	
1	松江	大輪町宿舎	松江市	H 8	世帯用	R C	2	3 D K	17,340	8	7	87.5%	
					単身用	R C	2	1 D K	7,000	4	4	100.0%	
2	安来	安来宿舎	安来市	H 1 4	世帯用	R C	2	3 D K	20,800	2	1	50.0%	
					単身用	R C	2	1 D K	9,030	4	3	75.0%	
3	江津	西部事務所宿舎	江津市	S 5 8	世帯用	C B	2	4 D K	19,680	2	2	100.0%	
					単身用	C B	2	1 D K	3,780	4	1	25.0%	
4	江津	西部事務所渡津宿舎	江津市	H 7	世帯用	W	2	3 D K	28,160	4	3	75.0%	
5	江津	西部事務所浅利宿舎	江津市	H 7	単身用	W	2	1 D K	5,800	12	5	41.7%	
計									40	26	65.0%		

中央病院職員宿舎の入居状況（平成 21 年 1 月 1 日現在）

監査対象機関名	島根中央病院
---------	--------

No.	地区名	宿舎名	所在地	建設年度	用途	構造	階数	間取り	貸付料	入 居 状 況			備考
										戸数	入居戸数	入居率	
1	出雲	小山医師共同宿舎 1 号棟	出雲市	H 1 9	単身用	R C	3	1 L D K	21,230	6	6	100.0%	H19全面リ フォーム
2					世帯用	R C	3	3 L D K	32,430	6	6	100.0%	
3		小山医師共同宿舎 2 号棟	出雲市	H 2 0	単身用	R C	3	1 L D K	21,230	6	6	100.0%	H20全面リ フォーム
4					世帯用	R C	3	3 L D K	32,430	6	6	100.0%	
5		小山職員共同宿舎	出雲市	S 5 0	世帯用	R C	3	3 D K	10,040	12	9	75.0%	
6		北本町医師共同宿舎	出雲市	S 4 4	世帯用	R C	3	3 D K	15,190	12	5	41.7%	
7		看護師宿舎（若葉寮）	出雲市	S 4 9	単身用	R C	4	1	2,580	42	8	19.0%	風呂、トイレ 共同
8		院長宿舎	出雲市	H 4	院長用	W	2	6 L D K	41,130	1	0	0.0%	
計									91	46	50.5%		

こころの医療センター職員宿舎の入居状況（平成 21 年 1 月 1 日現在）

監査対象機関名	こころの医療センター
---------	------------

No.	地区名	宿舎名	所在地	建設年度	用途	構造	階数	間取り	貸付料	入 居 状 況			備考
										戸数	入居戸数	入居率	
1	出雲	天神宿舎	出雲市	S 5 3	世帯用	R C	3	4 D K	18,840	6	2	33.3%	

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成21年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年 3 月12日

島根県監査委員	井 田 徳 義
同	和 田 章一郎
同	山 崎 悠 雄
同	山 川 博 司

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び公の施設^{注1}の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている団体及び所管課を監査し、団体における公金の執行状況の適正性、県による財政的援助の妥当性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規定及び説明等については別記のとおりである。

注1) 公の施設とは、住民の福祉を増進させることを目的として、地方公共団体が設置する施設で、学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等が該当する。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付しているか、貸付又は損失補償をしている団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、各所管課に対して行った対象団体の調査の結果は次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設 の指定管 理
		補 助 金 等	貸付金	損 失 補 償			
財 団 法 人	22	10	2	3	18		8
社 団 法 人	10	7	2	1	3		
地方独立行政法 人	1	1					
社会福祉法人	21	21					
農林水産組合	3	1	2				
商工会議所商工会等	31	31					
株 式 会 社	10		2		3		7
そ の 他	19	13	1	1	4	1	4
合 計	117	84	9	5	28	1	19

※1つの団体に対し補助金、貸付金、出資等を重複して援助する場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の 25 団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所管課	財政的援助等の形 態
1	(学法)同志舎	(総務部)総務課	補助金等
2	(公大法)島根県立大学	〃	〃
3	(財)島根県市町村振興協会	地域政策課	〃
4	(社)島根県トラック協会	交通対策課	〃
5	(社)島根県医師会	健康推進課	〃
6	漁業協同組合 J F しまね	水産課	〃
7	(社)島根県観光連盟	観光振興課	〃
8	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	〃
9	まつえ北商工会	〃	〃
10	まつえ南商工会	〃	〃
11	飯南町商工会	〃	〃
12	出雲商工会	〃	〃
13	銀の道商工会	〃	〃
14	島根県職業能力開発協会	雇用政策課	〃
15	(財)しまね海洋館	地域政策課	出資・指定管理
16	(財)ふるさと島根定住財団	〃	出資・補助金等
17	(財)しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
18	(財)島根県文化振興財団	文化国際課	出資・指定管理
19	(財)しまね国際センター	〃	出資
20	(財)しまね自然と環境財団	自然環境課	出資・補助金等 ・指定管理
21	(財)島根県環境保健公社	医療対策課	出資・補助金等 ・貸付金
22	(社)島根県畜産振興協会	農畜産振興課	出資・補助金等
23	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	産業振興課	出資
24	(財)島根県建設技術センター	土木総務課	出資・損失補償
25	北陽ビル管理(株)	生涯学習課 文化財課	指定管理

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点及び実施年月日

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成 20 年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、出資している団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲とし、公の施設の管理を行わせている団体にあつては、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 視点

監査は、県が補助金等の財政援助を行っている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 実施年月日

監査は、「別表 監査実施年月日」のとおり実施した。

第 2 監査の結果

I 監査結果（総括）

1 監査実施団体に係る近年の動向

今回監査を実施した団体のうち、近年、地方独立行政法人化や合併等の大きな変化が見られたところは次のとおりである。

（1）（公大法）島根県立大学

団体は、平成 19 年 4 月に地方独立行政法人として県により設立され、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部（島根県立島根女子短期大学と島根県立看護短期大学を統合して設立）を設置・運営しており、本県における高等教育の拠点の一つとして、国際的な視野を持ちつつ地域に貢献する人材の育成などに取り組んでいる。

（2）漁業協同組合 J F しまね

団体は、平成 18 年 1 月に、県内の沿海 20 漁業協同組合が合併し、設立されている。合併後取り組んできた組織の合理化・効率化等の成果を活かしながら、販売事業、購買事業、信用事業などの多様な事業を総合的に推進し、組合員の経済的地位・社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に努めている。

（3）まつえ北、まつえ南、飯南町、出雲及び銀の道の各商工会

各団体は、市町村合併に伴い、平成 19 年 4 月に旧町村商工会の広域統合が行われ、組織の合理化・効率化等に取り組み、地域の商工業の改善等のもとより、中山間地域等の振興にも重要な役割を果たしている。

（4）（財）ふるさと島根定住財団及び（財）しまね自然と環境財団

（財）ふるさと島根定住財団は、県出資法人の見直しにより（財）島根ふれあい環境財団 21 が解散したことに伴い、平成 20 年 4 月にその NPO 部門に係る事業と財産を継承している。

また、（財）しまね自然と環境財団（旧（財）三瓶フィールドミュージアム財団）は、同じく平成 20 年 4 月に（財）島根ふれあい環境財団 21 の環境保全部門に係る事業と財産を継承し、名称変更を行いスタートしている。

2 監査実施団体に係る監査結果（指示事項・指導事項の件数及び運営の合理化に資する意見）

各団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであるが、全体としてはおおむね適正に処理されていたと認められた。

なお、今回改善を要するものとして指摘した事項はなく、所管課に対する指示事項及び団体に対する指導事項の件数並びに運営の合理化に資する意見は、次のとおりである。

本報告書に掲げた運営の合理化に資する意見については、県報掲載により公表し、指示事項及び指導事項とともに該当する所管課及び団体に対し文書により通知する。

（1）指示事項及び指導事項の件数

区 分	件 数	内 容（件数）
指示事項（所管課）	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の実績確認に係るもの（1） ・ 補助金交付要綱に係るもの（2） ・ 新公益法人制度に係るもの（1） ・ 団体に対する指導監督に係るもの（1）
指導事項（団体）	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入及び支出事務に係るもの（5） ・ 契約事務に係るもの（6） ・ 債権管理に係るもの（1） ・ 資金管理に係るもの（1） ・ 貸借対照表に係るもの（2） ・ 公の施設の指定管理に係るもの（2） ・ 組織体制に係るもの（2） ・ その他（1）

（2）運営の合理化に資する意見

運営の合理化に関し複数の団体・所管課に共通する意見は、次のとおりである。

○ 補助金等の財政的援助団体に関するもの

1) 所管課に対する意見

ア 補助金等の実績確認について

補助金等の額を確定する場合においては、補助金等交付規則第 1 1 条等に定めるところにより、補助事業者等が提出する補助事業等に係る実績報告書や添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとなっている。

補助金等の適正な執行を確保し、県民への説明責任を果たしていく上において、その実績確認は重要な行為であるが、今回監査した補助金等の一部では実績確認が十分に行われていない状況が見受けられた。

については、補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけでは実績を確認することができない場合には、補助事業者等に対して証拠資料の追加提出を求めたり、現地調査を実施するなどにより、その実績確認を適切に行うようにされたい。

○出資団体に関するもの

1) 団体に対する意見

ア 新公益法人制度への対応について

従来 of 社団法人及び財団法人（新制度施行後は特例民法法人）は、平成 20 年 1 2 月 1 日に施行された新しい公益法人制度に関する法律^{注 2}に基づき、その施行後 5 年以内に、一般社団法人又は一般財団法人として認可を受けて存続するか、公益性の認定を得て公益社団法人又は公益財団法人を目指すか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

今回は出資団体として 1 つの社団法人と 9 つの財団法人について監査を実施したが、このうち 2 団体では理事会等において公益認定法人へ移行する方針を決定していた。

また、各団体では、新公益法人制度に向けて個別・具体の課題の整理や検討に取り組んでいるが、公益認定基準への対応、理事や評議員の選任を含めた執行体制のあり方、新たな公益法人会計基準への対応など、早急に検討すべき重要な課題が多く見られたところである。

については、引き続き情報の収集に努め、理事会等における十分な議論を通じて新公益法人制度に向けた適切な対応が図られるよう準備を進められたい。

注 2) 平成 20 年 12 月 1 日に施行された新しい公益法人制度に関する法律

- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」
- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2) 所管課に対する意見

ア 新公益法人制度への対応について

団体において新公益法人制度に向けた適切な対応が行われるよう、引き続き情報提供や指導を行うなど団体を支援されたい。

○公の施設の指定管理者に関するもの

1) 所管課に対する意見

ア 指定管理業務の評価と県民への公表について

このことについては、平成 19 年度財政的援助団体等監査の結果報告における所管課に対する意見として、「団体の指定管理業務実績を客観的に評価する具体的な評価項目や評価基準などを設けて適正に評価し以後の改善に活かすとともに、業務の透明性確保の観点から、その結果を施設の利用者である県民に公表されたい。」と述べたところである。

これに対して、所管課では、「更なる施設の適正管理及びサービス向上に資するため、指定管理者からの業務実績報告に基づき運営に関する評価を行うことを検討する。」とし、平成 22 年度の指定管理業務から評価を実施し公表することとしている。

については、平成 19 年度財政的援助団体等監査の結果報告における意見の趣旨を踏まえて評価の仕組みを設け、その適切な運用を図るとともに評価の結果を活かして指定管理業務の改善に取り組み、県民サービスの一層の向上が図られるよう努められたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(学法) 同志舎	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	----------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 10 年 1 月 9 日 (経過年数: 12 年)

(2) 設立目的

教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的として、リハビリテーションカレッジ島根（医療専門課程）を設置する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 私立専修学校教育活動費補助金

イ 内容

専修学校における教育条件の向上を図り、もって学校の振興及び人口の定住を促すため、私立の専修学校を設置する学校法人に対し、その運営に要する経費の一部について交付する。

ウ 補助金額 平成 18 年度 10,856 千円

平成 19 年度 9,219 千円

平成 20 年度 7,969 千円

(2) 経緯

平成 19 年度財政的援助団体等監査において、平成 18 年度補助金を対象として監査を実施したが、平成 20 年 1 月に検察により前理事長等による団体の業務運営に関わる不正が摘発され、その処理が終結を見ていなかったため、その取扱いを保留としていた。

その後、不正事案の内容が明らかにされ、また、所管課により平成 18 年度補助金の適正執行が確認されたことから、今回、平成 18 年度補助金を対象として再度監査を実施した。併せて、平成 19 年度及び平成 20 年度の補助金についても監査を行った。

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 団体の運営に対する指導等について

団体では、検察による不正摘発後、体制の立て直しを図るため理事、評議員等が一新されており、その新体制においては、内部統制を強化する観点から、理事会を定例的に開催し運営に係る協議・点検を行うとともに、事務局体制の強化を目指して諸規程の整備や教職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組んでいる。

また、団体では、近年学生数が大幅に減少し厳しい経営環境にあることから、経営の安定を目指して、学長や教員等による高校訪問、オープンキャンパスの強化、県外における入学アドバイザーの設置、地元市との連携による学生支援策の実施などの学生確保策に取り組んでいる。

については、これらの取組が推進され、健全な運営が図られるよう団体への指導や助言等を行われたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 団体の健全な運営について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、団体では、内部統制の強化や学生確保に向けた取組を積極的に行っているところである。

については、今後も役員及び教職員が一体となってこれらの取組を推進し、健全な運営が図られるよう努められたい。

2	団体名	(公大法) 島根県立大学	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	--------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 2 年)

(地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営)

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、及び管理する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

・ 内容

地方独立行政法人法第 4 2 条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

・ 補助金額 50, 229 千円

イ 交付金名 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

・ 内容

地方独立行政法人法第 4 2 条の規定に基づき、設立団体として法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

・ 交付金額 1, 636, 822 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 長期的視点に立った団体に対する評価と支援について

団体では、県が示した 6 年間（平成 19 年度～平成 24 年度）における「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」等の中期目標を達成するため、中期計画を策定し、その推進に取り組んでいる。

この中期計画に係る取組については、島根県公立大学法人評価委員会により、高い志願倍率や就職率の維持、経費節減や外部資金の獲得による自己財源比率の改善などの成果をあげている団体の業務運営の状況から、「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」と評価されている。

一方、団体を取り巻く状況は、急速な少子化の影響により大学間の競争が激化することや、団体の財政的基盤を構成する運営費交付金の縮減が予定されているなど、今後ますます厳しくなるものと考えられる。

こうした状況の中で、団体は、本県における高等教育の拠点の一つとして、「地域に貢献する人材の育成」という重要な役割を担っており、その責務を果たしていくためには、長期的視点に立った取組が求められている。

については、団体が県民の期待に応えて安定的かつ持続的に人材育成に取り組むことができるよう、長期的な視点に立った評価とそれに基づく支援について考慮されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 中期計画の推進について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、中期計画に係る団体の取組状況は、「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」と評価されているが、団体を取り巻く状況は今後ますます厳しくなるものと考えられる。

については、引き続き徹底した歳出削減や外部資金の獲得による財政基盤の強化を図るとともに、中期目標の達成を目指し、全学一体となって中期計画の着実な推進に取り組まされたい。

② 会計事務に係る規程の整備等について

団体では、契約事務等において、地理的に離れた各キャンパスにおける会計処理を効率的に行う必要があることなどの理由から、公立大学法人島根県立大学会計事務取扱規程等の会計事務に係る規程と異なる運用が一部行われていた。

また、謝金等の支出のように学内に統一基準がなく今後整備を行う必要があるものや、担当者の理解不足などにより適確な会計処理が行われていないものが見受けられた。

については、これまでの会計処理の実態を踏まえ、会計事務に係る規程の整備を行うとともに、担当者に対する指導・研修の充実を図られたい。

③ 内部統制の強化について

団体では、法人内部監査人監査実施要領を策定し、理事長が指名する内部監査人によって内部監査（会計事務と業務に係る監査が含まれる。）を実施することとしている。平成 20 年度は 6 名の内部監査人が業務に係る監査を実施したが、会計事務に係る監査は実施されていない状況である。

また、団体では、入学時に納付される大学後援会費、学友会費、同窓会費等と毎月納付される学寮費（団体の収入となる使用料を除く共益費、物品更新積立金及び寮自治会費）を管理しているが、監査や通帳等の定期的チェックが実施されていないなどの不十分な点が見られたところである。

については、会計事務に係る内部監査を定期的実施するとともに、団体の収入とならない納付金についても学内統一の取扱い基準を定めるなど適正な管理を行い、内部統制の強化を図られたい。

3	団体名	(財) 島根県市町村振興協会	所管課	地域政策課
---	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 54 年 4 月 1 日 (経過年数: 30 年)

(2) 設立目的

市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 交付金名 市町村振興交付金

イ 内容

市町村振興宝くじに係る収益金をもって、市町村の健全な発展を図り住民福祉の増進に資するための経費を交付する。

ウ 交付金額 571,133 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 基金の有効活用について

団体では、市町村振興交付金のうち、オータムジャンボ宝くじに係る収益金を市町村に配分する一方、サマージャンボ宝くじに係る収益金については 90% を基金として積み立て、その基金を活用し、低利での市町村への長期貸付事業や人材育成を目的とした市町村職員研修助成事業、市町村共通課題を解決するための事業への支援など、全県的な視野に立った市町村振興に取り組み、重要な役割を果たしている。

近年においては、市町村職員研修助成事業を拡充するとともに、市町村共通課題支援事業として電子調達システム開発経費等の補助を行うなど、基金の活用に努めている。

しかしながら、基金を管理している特別会計の正味財産は平成 20 年度末で 68 億円余（前年度比 2 億 9 千万円余の 4.5% 増）に達しており、毎年度の積立てなどにより増加する傾向にある。

については、市町村の行政ニーズを十分踏まえ、他の都道府県等の状況も参考にしながら、基金の更なる有効活用について検討されたい。

4	団体名	(社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 31 年 1 月 23 日 (経過年数: 54 年)

(2) 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

軽油引取税の税率引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するとともに、もって地域社会の利便の増進に寄与することを目的として、バス事業者又はトラック事業者によって構成される島根県を単位とする公益法人等に交付する。

ウ 補助金額 117,595 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

5	団体名	(社) 島根県医師会	所管課	健康推進課
---	-----	------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 22 年 1 月 1 日 (経過年数: 62 年)

(2) 設立目的

医道の高揚、医学及び医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県医療費公費負担制度推進費補助金

イ 内容

県医療費公費負担制度の適正かつ円滑な運営及び県医療費公費負担制度対象者に対する医療サービスの向上のために、団体及び(社)島根県歯科医師会が行う事業に対して補助する。

ウ 補助金額 10,650 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団体名	漁業協同組合 J F しまね	所管課	水産課
---	-----	----------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期等

ア 設立時期 平成 18 年 1 月 1 日 (経過年数: 4 年)
(県内の沿海 20 漁業協同組合が合併)

イ 漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継

- ・ 島根県漁業協同組合連合会及び邇安漁業協同組合連合会の包括承継
平成 18 年 3 月 31 日

- ・ 島根県信用漁業協同組合連合会の包括承継
平成 18 年 4 月 1 日

(2) 設立目的

組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高める。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 漁業用燃油使用効率化推進事業費補助金

- ・ 内容

燃油価格高騰による漁業者の経費負担増を抑制し、経営の安定化を図るため、燃油の効率的な使用を漁業者に指導するための経費及び漁業者が漁業協同組合の指導を受けて燃油の使用の効率化を実践するために行う船底・プロペラの清掃に係る経費について交付する。

- ・ 補助金額 27, 529 千円

イ 補助金名 新規漁業就業者確保育成事業費補助金

- ・ 内容

新規就業者確保のため、漁業就業者確保育成センターを設置し、就業希望者への相談窓口の設置や情報提供等を行う漁業協同組合及び就業者確保のため、就労希望者への漁業体験や技術習得研修を行う漁業協同組合に対し必要な経費を交付する。

- ・ 補助金額 5, 812 千円

ウ 利子補給金名 広域拠点漁協合併等利子補給金

- ・ 内容

金融機関が合併等を行う漁業協同組合に欠損金等処理し財務改善を進めるために必要な資金を貸し付けた場合に、その金融機関に対し交付する。

- ・ 補給金額 26, 914 千円

エ 利子補給金名 島根県漁業近代化資金等利子補給金

・ 内容

金融機関（団体）が漁業者等に漁業近代化資金を貸し付けた場合に、その金融機関に対し交付する。

・ 補給金額 14,210 千円

オ 利子補給金名 漁業災害復旧資金利子補給金

・ 内容

平成 16 年台風により被害を受けた漁業施設等の復旧を支援するため、金融機関（団体）が漁業者等に漁業近代化資金を貸し付けた場合に、その金融機関に対し交付する。

・ 補給金額 178 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

7	団体名	(社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
---	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 4 年 4 月 1 日 (経過年数: 17 年)

(2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 社団法人島根県観光連盟補助金

・ 内容

本県の観光事業の振興を図るため、団体の運営費及び事業費の一部を補助する。

・ 補助金額 12,347 千円

イ 負担金名 島根県観光客誘致促進共同事業負担金

・ 内容

観光客誘致促進を図るため、団体と共同で行う首都圏をはじめ広域的な観光客誘致活動事業の一部を負担する。

・ 負担金額 9,319 千円

ウ 負担金名 山陰文化観光圏整備事業負担金

・ 内容

山陰観光圏域(鳥取県～島根県)への滞在型観光を実現するため鳥取県や団体等と共同で行う事業のうち、観光圏全域の共通周遊マップ作成、モニタリング調査など、団体が行う事業の一部を負担する。

・ 負担金額 2,000 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 事務局体制の強化について

平成 20 年度の事務事業の見直しにより、観光振興に対する県と団体の役割分担の整理が行われ、団体は、観光業者の資質向上や民間の主体的な取組に対する支援などを中心に観光振興を担うこととしている。一方、組織体制においては、専務、事務局長など団体役職員の県職員との兼務を段階的に解消する計画としている。

については、団体の自立的運営に向けて、計画に沿った県職員の兼務解消を行いながら事務局体制の強化を図られたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 31 年 2 月 13 日 (経過年数: 54 年)

(2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もって自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

イ 内容

中小企業連携組織推進指導事業に要する経費について県が補助金を交付することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進する。

ウ 補助金額 110,499 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 中小企業連携への取組支援の強化について

平成 19 年度財政的援助団体等監査の結果報告において、団体に対し「中小企業の多様な連携組織への支援について」の意見を述べたところであるが、団体においては、こうした意見等を踏まえ、平成 21 年度に事務局の組織再編を行い「連携支援課」を設置するなど支援体制を整備している。

については、専門的支援機関として多様な支援ニーズを把握するとともに、商工会議所、商工会等と更なる連携を図りながら、地域の中小企業連携組織の支援などに積極的に取り組まれない。

9	団体名	まつえ北商工会	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 2 年)
(鹿島町、島根町、美保関町、八束町の各商工会が合併)
- (2) 設立目的
地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 補助金等
- ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金
- イ 内容
経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。
- ウ 補助金額 70,149 千円

3 監査の結果

- (1) 所管課
- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。
- (2) 団体
- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

10	団体名	まつえ南商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 2 年)
(八雲村、玉湯町、宍道町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 55,295 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 1	団体名	飯南町商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 2 年)
(頓原町、赤来町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 28,499 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 2	団体名	出雲商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	-------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 2 年)
(佐田町、多伎町、湖陵町、大社町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 73,738 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 3	団体名	銀の道商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 19 年 4 月 1 日 (経過年数: 2 年)
(温泉津町、仁摩町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 28,529 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 4	団体名	島根県職業能力開発協会	所管課	雇用政策課
-----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 5 4 年 4 月 2 日 (経過年数 : 3 0 年)

(2) 設立目的

職業能力開発促進法の規定による職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導や相談、援助を行うことにより、本県の職業能力の開発及び向上の促進を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 職業能力開発推進事業費補助金

イ 内容

団体が、職業能力開発促進法第 8 2 条の規定により行う事業の実施に要する経費のうち、団体の管理に要する経費及び事業の実施に要する経費の一部を補助する。

ウ 補助金額 4 0, 5 2 3 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 補助金の適正な執行について

平成 2 0 年度に国の会計検査が行われ、国庫補助金及び県補助金で実施された職業能力開発促進法に基づく事業に係る経費の一部 (平成 1 5 年度及び平成 1 6 年度分のコンピュータサービス技能評価検定委員謝金や中四国ブロック会議負担金等) が補助対象外と判断されたことから、国及び県との協議の結果、県補助金のうち 1 4 1 万円余が団体から県に返還されている。

こうした状況を踏まえ、所管課では、平成 2 0 年度分の補助金について団体に対する現地調査を実施し、適正に執行されていることを確認している。

については、今後も、現地調査を実施するなどにより補助金の実績確認を適切に行うとともに、団体に対しては、職業能力開発推進事業費補助金交付要綱等に基づく適正な執行が行われるよう指導を徹底されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 補助金の適正な執行について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたところであるが、所管課の指導を十分踏まえ、職業能力開発推進事業費補助金交付要綱等に基づく補助金の適正な執行を行われたい。

15	団体名	(財)しまね海洋館	所管課	地域政策課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 9 年 4 月 30 日 (経過年数: 12 年)

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000 千円 (県出資比率: 100%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 しまね海洋館 (アクアス) (所在地: 浜田市、江津市)

イ 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 21 年度

エ 指定管理料 193,000 千円 (平成 20 年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

16	団体名	(財) ふるさと島根定住財団	所管課	地域政策課
----	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 4 年 9 月 3 日 (経過年数 : 17 年)

(2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からの U I ターンの促進を図り、もって、本県における人口定住に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 417,000 千円 (県出資比率 : 100%)

平成 20 年 4 月 1 日に、解散した (財) 島根ふれあい環境財団 21 の N P O 部門に係る事業と財産を継承したことにより 17,000 千円増加した。

(2) 補助金等

ア 補助金名 ふるさと島根定住支援補助金

イ 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、団体の事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

ウ 補助金額 185,279 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 団体の役割の明確化とそれに対応した事務局体制の構築について

団体は、平成 4 年の設立以来、「若年層の県内就職の促進」や「県外

からの U I ターンの促進」などに取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。島根県総合発展計画においても、人口定住は「施策推進の方向」の基本目標の一つに挙げられており、定住推進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する団体の役割は一層重要になってくるものと考えられる。

しかしながら、平成 20 年度末における団体の事務局は、正規職員（プロパー職員）4 名、県派遣職員 5 名、非常勤嘱託職員 30 名、臨時職員 3 名の計 42 名で構成されており、プロパー職員が全体の 1 割にも達しない状況であり、その体制強化が大きな課題となっている。

については、中長期的な観点から団体の役割を明確にするとともに、安定的かつ効率的に業務を遂行し、その役割を果たすことができる事務局体制の構築に向けて検討を行われたい。

（2）団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 事務局体制の強化に向けた人材の育成について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、団体における事務局体制の強化が大きな課題となっている。

このため、団体では、平成 21 年 2 月の理事会等において、事務局体制の強化に向けて人材の育成を進める観点から、プロパー職員の管理職員への登用や任期付職員制度の創設などに取り組むことを確認するとともに、事務局職員に係る研修の充実などを図ることとしている。

については、理事会等で確認した人材育成の取組等を着実に推進し、安定的で効率的に業務を遂行できる事務局体制の強化に努められたい。

② 定住情報の提供の一元化について

団体では、U I ターン希望者等を対象として、全国規模の U I ターン向けフェアへの出展、情報誌やガイドブックの作成配布、ホームページの活用などにより、本県の定住情報を積極的に発信するとともに、U I ターン希望者等の利便性を高めることを目的として定住情報の提供一元化に向けた準備に取り組んでいる。

については、県や市町村、さらにはU I ターン向け住宅情報の提供に取り組んでいる（財）島根県建築住宅センターなどの関係機関と連携し、U I ターン希望者等のニーズに対応した定住情報の一元的提供が可能となるよう制度の構築とその運用に努められたい。

17	団体名	(財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
----	-----	--------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 10 年 10 月 12 日 (経過年数: 11 年)

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000 千円 (県出資比率: 89.2%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地: 大田市)

イ 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・センターの施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室、島根県立中部情報化センター及び島根県西部県民センター県央事務所の施設設備の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成 20 年度～平成 21 年度

エ 指定管理料 86,500 千円 (平成 20 年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団体名	(財) 島根県文化振興財団	所管課	文化国際課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 9 年 3 月 17 日 (経過年数: 12 年)

(2) 設立目的

多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 200,000 千円 (県出資比率: 100%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県民会館 (所在地: 松江市)

イ 指定管理業務の内容

- ・ 会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 21 年度

エ 指定管理料 213,300 千円 (平成 20 年度)

3 その他の財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 芸術文化センター (グラントワ) (所在地: 益田市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・ センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・ 美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・ 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

(イ) 指定期間 平成 17 年度～平成 21 年度

(ウ) 指定管理料 341,315 千円 (平成 20 年度)

イ 八雲立つ風土記の丘（所在地：松江市）

（ア）指定管理業務の内容

- ・ 資料館の入館料徴収に関する業務
- ・ 風土記の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・ 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務
- ・ 風土記の丘センターエリアに新設した復元建物（掘立柱建物）の保守・管理

（イ）指定期間 平成 17 年度～平成 21 年度

（ウ）指定管理料 56,055 千円（平成 20 年度）

4 監査の結果

（1）所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

（2）団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

19	団体名	(財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年 1 月 1 日 (経過年数: 20 年)

(2) 設立目的

県民の幅広い国際交流活動、国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及び活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,012,500 千円 (県出資比率: 79.0%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 団体の役割とあり方について

本県の中核的な国際交流機関として、多面的な国際交流、国際協力事業を実施するとともに、市町村・民間団体等の国際交流活動に対する支援と連携を強化する活動を行い、これまで地域の国際化の推進に大きな役割を果たしてきた。

近年、あらゆる分野における情報化・国際化の進展に伴い、市町村や民間団体等でも多様性のある国際化事業や国際交流活動が行われるようになってきており、今後は市町村等と団体との役割分担を図りながら社会的ニーズに応えていく必要がある。

団体は自主財源に乏しく県からの受託事業収入も減少傾向にあり、また今後のあり方についての検討が進んでいないため、退職者の正規補充もできない状況で事務局の体制が弱体化している状況が見受けられる。

については、団体の今後のあり方について団体を交えた検討を早急に行い、その方針を明確にされたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団体名	(財)しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 3 年 7 月 1 日 (経過年数 : 18 年)

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を通じ、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 123,000 千円 (県出資比率 : 86.0%)

平成 20 年 4 月 1 日に、解散した (財) 島根ふれあい環境財団 21 の環境保全部門に係る事業と財産を継承したことにより 73,000 千円増加した。

(2) 補助金等

ア 補助金名 みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

イ 内容

団体が行う環境保全活動の推進事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

ウ 補助金額 45,100 千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 三瓶自然館とその附属施設 (所在地 : 大田市、雲南市)

イ 指定管理業務の内容

- ・ 自然館等の施設及び設備の管理運営に関すること。
- ・ 年間事業計画の策定業務及びその計画に基づいた事業の実施に関すること。

ウ 指定期間 平成 17 年度～平成 21 年度

エ 指定管理料 304,500 千円 (平成 20 年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 環境保全活動の一体的推進について

団体は、平成 20 年 4 月に旧（財）島根ふれあい環境財団 21 の環境保全部門に係る事業を統合し、名称を「（財）三瓶フィールドミュージアム財団」から変更して、従来の三瓶自然館等の管理運営や自然環境の保護の調査研究のみならず、環境全般を対象とした保全活動の推進支援や普及啓発事業、島根県地球温暖化防止活動推進センターの業務などを担うこととなった。

しかしながら、環境保全活動の推進については、旧（財）島根ふれあい環境財団 21 の事務を継承した松江事務所で従来どおり実施されており、統合を契機に団体が一体となって取り組むという体制としては未だ弱い状況にある。

については、三瓶自然館の管理運営等を通じて得たノウハウを活かして、広く県民を対象として環境教育や環境学習に関する事業を推進するなど、団体一体となって環境保全活動の推進に取り組まれない。

2 1	団体名	(財) 島根県環境保健公社	所管課	医療対策課
-----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 4 8 年 2 月 2 6 日 (経過年数 : 3 7 年)

(2) 設立目的

予防医学活動を主軸として環境保健事業を推進し、島根県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1, 0 0 0 千円 (県出資比率 : 1 0 0 %)

(2) 補助金等

ア 補助金名 成人病予防センター機能強化補助金

イ 内容

成人病予防センターの高度検診機能を強化するための経費を補助することにより、県西部地域における医療提供体制の確保・充実を図る。

ウ 補助金額 2 6, 0 0 0 千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 成人病予防センター運営資金貸付金

イ 内容

成人病予防センターが実施する検診業務の一助とするとともに、経営の健全化に資するため、必要な資金を貸し付ける。

ウ 貸付金額 1 0, 0 0 0 千円 (平成 2 0 年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 団体の健全な運営について

団体を取り巻く経営環境は、健康診断の実施件数の減少や検査事業の規制緩和による他事業者との競合等により厳しいものとなっている。

については、事業の評価分析等に基づいて、業務の効率性や採算性を高めるなどの経営改善を一層推進することによって、健全な運営に努められたい。

22	団体名	(社) 島根県畜産振興協会	所管課	農畜産振興課
----	-----	---------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 43 年 3 月 13 日 (経過年数: 41 年)

平成 14 年 4 月 1 日付けで (社) 島根県畜産会 (昭和 30 年設立)、(社) 島根県家畜畜産物衛生指導協会 (昭和 49 年設立) 及び (社) 島根県肉用子牛価格安定基金協会 (昭和 43 年設立) が統合し、名称を変更した。

(2) 設立目的

畜産農家及び畜産農家の組織する団体の経営・運営の指導、肉用牛及び肉豚の生産者に対する生産者補給金の交付、家畜の防疫・飼養衛生管理、改良その他の畜産に関する技術的な支援、知識の普及、畜産物等の品質向上のための検査及び指導等を行うことにより、畜産経営の安定向上を図り、もって畜産の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 90,000 千円 (県出資比率: 41.0%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 肉用子牛価格安定事業費補助金

イ 内容

団体が肉用子牛の生産安定を図るために設けている「生産者積立金」(肉用子牛の価格が低落し一定水準を下回った場合において、価格補填のため生産者に交付する生産者補給金の財源となるもの。)の積立てに要する経費について補助する。

ウ 補助金額等 26,986 千円

(内訳)

平成 20 年度補助金額 6,875 千円

島根県分の生産者積立準備金からの繰入額 20,111 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23	団体名	(財) 島根県石央地域地場産業振興センター	所管課	産業振興課
----	-----	-----------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 59 年 8 月 30 日 (経過年数: 25 年)

(2) 設立目的

島根県石央地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活の向上及び福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 10,000 千円 (県出資比率: 33.3%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2 4	団体名	(財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
-----	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 8 年 3 月 2 5 日 (経過年数 : 1 3 年)

(2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1 0 0 , 0 0 0 千円 (県出資比率 : 1 0 0 %)

(2) 損失補償

ア 内容

団体が松江地区建設発生土リサイクルヤード整備事業に係る費用として金融機関から借り入れた資金について損失補償を行う。

イ 損失補償限度額 2 1 5 , 0 0 0 千円 (平成 2 0 年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 松江地区建設発生土リサイクルヤードにおける建設発生土の再利用の促進について

リサイクルヤードは、松江地区で行われる公共事業で発生する建設発生土の適正処理とその再利用による有効活用を図ることを目的として整備され、平成 16 年 10 月から運営されている。

リサイクルヤードへの建設発生土の搬入実績は近年順調に伸びてきているものの、その建設目的の一つである建設発生土の再利用による有効活用を図るという面では、平成 20 年度の搬出実績が目標の 1 千 m³に対して 1 3 7 m³であり、前年度実績 5 2 2 m³を下回る状況となっている。

については、県、松江市等の関係機関や関係団体と緊密な連携を図り、建設発生土の再利用が促進されるよう引き続き、積極的な取組を行われたい。

25	団体名	北陽ビル管理（株） （青少年の家） （古墳の丘古曾志公園）	所管課	生涯学習課 文化財課
----	-----	-------------------------------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 団体の形態 株式会社（所在地：松江市）

(2) 主な事業内容

建築物の清掃・営繕・保守管理、その他。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 青少年の家（サン・レイク）（所在地：出雲市）

(ア) 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

(イ) 指定期間 平成 19 年度～平成 21 年度

(ウ) 指定管理料 58,704 千円（平成 20 年度）

イ 古墳の丘古曾志公園（所在地：松江市）

(ア) 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・有料施設等の使用の許可及び使用料の徴収に関する業務

(イ) 指定期間 平成 19 年度～平成 21 年度

(ウ) 指定管理料 5,915 千円（平成 20 年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

別記 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規定

地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関から融資を受ける際、地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証する、いわゆる債務保証契約が結ばれているもの
公の施設の指定管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出及び公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知及び公表

監査結果報告に対し、議会、知事又は委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 監査実施年月日

	団 体	実施年月日
1	(学法)同志舎	平成 22 年 1 月 28 日
2	(公大法)島根県立大学 本部・浜田キャンパス 短期大学部松江キャンパス 短期大学部出雲キャンパス	平成 21 年 11 月 4 日 平成 21 年 11 月 10 日 平成 21 年 11 月 10 日
3	(財)島根県市町村振興協会	平成 21 年 11 月 16 日
4	(社)島根県トラック協会	平成 21 年 11 月 19 日
5	(社)島根県医師会	平成 21 年 11 月 17 日
6	漁業協同組合 JF しまね	平成 21 年 11 月 16 日
7	(社)島根県観光連盟	平成 21 年 11 月 10 日
8	島根県中小企業団体中央会	平成 21 年 11 月 16 日
9	まつえ北商工会	平成 21 年 11 月 17 日
10	まつえ南商工会	平成 21 年 11 月 17 日
11	飯南町商工会	平成 21 年 11 月 19 日
12	出雲商工会	平成 21 年 11 月 10 日
13	銀の道商工会	平成 21 年 11 月 5 日
14	島根県職業能力開発協会	平成 21 年 11 月 16 日
15	(財)しまね海洋館	平成 21 年 11 月 5 日
16	(財)ふるさと島根定住財団	平成 21 年 11 月 11 日
17	(財)しまね女性センター	平成 21 年 11 月 5 日
18	(財)島根県文化振興財団	平成 21 年 11 月 11 日
19	(財)しまね国際センター	平成 21 年 11 月 11 日
20	(財)しまね自然と環境財団	平成 21 年 11 月 19 日
21	(財)島根県環境保健公社	平成 21 年 11 月 17 日
22	(社)島根県畜産振興協会	平成 21 年 11 月 11 日
23	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	平成 21 年 11 月 5 日
24	(財)島根県建設技術センター	平成 21 年 11 月 19 日
25	北陽ビル管理(株)	平成 21 年 11 月 17 日

なお、所管課については、平成 21 年 12 月 14 日から 12 月 18 日まで及び平成 22 年 2 月 1 日に書面監査を実施した。